

第百十四回国会 社会労働委員会 議院 會議録 第七号

平成元年六月二十一日(水曜日)

午前十時三十二分開議

出席委員

委員長 丹羽 雄哉君

理事 伊吹 文明君

理事 戸井田三郎君

理事 栗山 明君

理事 田中 慶秋君

理事 栗屋 敏信君

理事 石破 茂君

理事 小沢 辰男君

理事 木村 義雄君

理事 古賀 誠君

理事 笹川 堯君

理事 竹内 繁一君

理事 津島 雄二君

理事 中山 成彬君

理事 三原 朝彦君

理事 大原 亨君

理事 田邊 誠君

理事 村山 富市君

理事 新井 彬之君

理事 吉井 光昭君

理事 児玉 健次君

理事 大橋 敏雄君

出席國務大臣

厚生大臣 小泉純一郎君

出席政府委員

厚生政務次官 近岡理一郎君

厚生大臣官房総務課長 末次 彬君

厚生大臣官房老人保健福祉部長 多田 宏君

厚生省健康政策局長 仲村 英一君

委員外の出席者

総務庁長官官房老人対策室長

文部大臣官房文教施設部指導課長

文部省初等中等教育局特殊教育課長

文部省初等中等教育局特殊教育課長

文部省初等中等教育局特殊教育課長

文部省初等中等教育局特殊教育課長

文部省初等中等教育局特殊教育課長

文部省初等中等教育局特殊教育課長

文部省初等中等教育局特殊教育課長

文部省初等中等教育局特殊教育課長

文部省初等中等教育局特殊教育課長

文部省初等中等教育局特殊教育課長

文部省初等中等教育局特殊教育課長

文部省初等中等教育局特殊教育課長

文部省初等中等教育局特殊教育課長

文部省初等中等教育局特殊教育課長

文部省初等中等教育局特殊教育課長

文部省初等中等教育局特殊教育課長

文部省初等中等教育局特殊教育課長

文部省初等中等教育局特殊教育課長

文部省初等中等教育局特殊教育課長

文部省初等中等教育局特殊教育課長

文部省初等中等教育局特殊教育課長

文部省初等中等教育局特殊教育課長

文部省初等中等教育局特殊教育課長

文部省初等中等教育局特殊教育課長

文部省初等中等教育局特殊教育課長

文部省初等中等教育局特殊教育課長

文部省初等中等教育局特殊教育課長

文部省初等中等教育局特殊教育課長

文部省初等中等教育局特殊教育課長

文部省初等中等教育局特殊教育課長

第一類第七号

社会労働委員会會議録第七号

平成元年六月二十一日

- 六六 同(不破哲三君紹介)(第五二三号)
- 六七 同(矢島恒夫君紹介)(第五一四号)
- 六八 年金・健康保険制度の改善反対等に関する請願(岩佐惠美君紹介)(第五四三号)
- 六九 同(金子満広君紹介)(第五四四号)
- 七〇 同(児玉健次君紹介)(第五四五号)
- 七一 同(佐藤祐弘君紹介)(第五四六号)
- 七二 同(瀬長亀次郎君紹介)(第五四七号)
- 七三 同(辻第一君紹介)(第五四八号)
- 七四 同(藤田スミ君紹介)(第五四九号)
- 七五 同(村上弘君紹介)(第五五〇号)
- 七六 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(川端達夫君紹介)(第五五六号)
- 七七 同(藤原房雄君紹介)(第五五七号)
- 七八 同外一件(宮地正介君紹介)(第五五八号)
- 七九 同外一件(山田英介君紹介)(第五五九号)

八 同外一件(栗屋敏信君紹介)(第五七二)

八二 同(五十嵐広三君紹介)(第五七三号)
八三 同(井上蒼方君紹介)(第五七四号)
八四 同(伊吹文明君紹介)(第五七五号)
八五 同(石井一君紹介)(第五七六号)

- 八六 同石橋一弥君紹介(第五七七号)
八七 同江藤隆美君紹介(第五七八号)
八八 同衛藤征士郎君紹介(第五七九号)
八九 同小沢一郎君紹介(第五八〇号)
九〇 同小野信一君紹介(第五八一号)
九一 同外一件(尾形智炬君紹介(第五八二号))
九二 同越智伊平君紹介(第五八三号)
九三 同天石千八君紹介(第五八四号)
九四 同大坪健一郎君紹介(第五八五号)
九五 同大野功統君紹介(第五八六号)
九六 同大原一三君紹介(第五八七号)
九七 同奥田敬和君紹介(第五八八号)

四

(二四〇)	国立腎センター設立に関する請願近江已記夫君紹介(第七六四号)	二七三	同池端清一君紹介(第九八〇号)	三〇八	腎疾患総合対策の早期確立に関する請願池端清一君紹介(第九一八号)	三四二	同外一件(有島重武君紹介(第一一四〇号))
(二四一)	ハイヤー・タクシー、観光バス、自動車教習所労働者の労働条件改善に関する請願(緒方克陽君紹介)第八三五五号	二七四	同岡田利春君紹介(第九八一号)	三〇九	同石原慎太郎君紹介(第九一九号)	三四三	難病患者などの医療と生活の保障に関する請願池端清一君紹介(第二一〇五号)
(二四二)	同佐藤雄雄君紹介(第八三六号)	二七五	同川俣健二郎君紹介(第九八二号)	三一〇	同森田一君紹介(第九二〇号)	三四四	同(田中慶秋君紹介(第一一五六号))
(二四三)	同淡沢利久君紹介(第八三七号)	二七六	同外一件左近正男君紹介(第九八三号)	三一〇	同(町村信孝君紹介(第九二二号))	三四五	同外四件吉井光昭君紹介(第一〇五七号)
(二四四)	同清水勇君紹介(第八三八号)	二七七	同田邊誠君紹介(第九八四号)	三一〇	同池端清一君紹介(第九七九号)	三四六	同(児玉健次君紹介(第一一〇〇号))
(二四五)	同(辻一彦君紹介)第八三九号	二七八	同塚田延充君紹介(第九八五号)	三一〇	同池端清一君紹介(第九九五号)	三四七	同(武部勤君紹介(第一一三六号))
(二四六)	同吉原米治君紹介(第八四〇号)	二七九	同中沢健次君紹介(第九八六号)	三一〇	同(森下元晴君紹介(第一〇三一号))	三四八	同(戸井田三郎君紹介(第一一三七号))
(二四七)	難病患者などの医療と生活の保障に関する請願(藤原房雄君紹介)第八九七号	二八〇	同野口幸一君紹介(第九八七号)	三一〇	同(米沢隆君紹介(第一〇三二号))	三四九	同(池端清一君紹介(第一二二〇号))
(二四八)	同新井彬之君紹介(第九一二号)	二八一	同正森成二君紹介(第九八八号)	三一〇	年金制度改悪反対に関する請願(伊藤英成君紹介(第九五三三号))	三五〇	同外一件(奥野一雄君紹介(第一二二一号))
(二四九)	同伊吹文明君紹介(第九一三三三)	二八二	同三野優美君紹介(第九八九号)	三一〇	同(大矢卓史君紹介(第九五四号))	三五〇	年金・健康保険制度の改悪反対に関する請願(工藤晃君紹介(第一〇八五号))
(二五〇)	同今井勇君紹介(第九二四号)	二八三	同池端清一君紹介(第九九〇号)	三一〇	同(岡田正勝君紹介(第九五五号))	三五〇	年金の改善に関する請願(工藤晃君紹介(第一〇八六号))
(二五一)	同上草義輝君紹介(第九二五号)	二八四	同渡部行雄君紹介(第九九一号)	三一〇	同(神田厚君紹介(第九五六号))	三五〇	年金・健康保険制度の改悪反対に関する請願(工藤晃君紹介(第一〇八七号))
(二五二)	同大石千八百君紹介(第九二六号)	二八五	同外一件(河野正君紹介(第九九七号))	三一〇	同(小淵正義君紹介(第九五七号))	三五〇	年金の改善に関する請願(工藤晃君紹介(第一〇八八号))
(二五三)	同大野功統君紹介(第九二七号)	二八六	同阿部文男君紹介(第一〇三三三)	三一〇	同(田中慶秋君紹介(第九五八号))	三五〇	年金の改善に関する請願(工藤晃君紹介(第一〇八九号))
(二五四)	同北村直人君紹介(第九二八号)	二八七	同栗屋敏信君紹介(第一〇三四号)	三一〇	同(玉置一弥君紹介(第九五九号))	三五〇	年金・健康保険制度の改悪反対に関する請願(安藤巖君紹介(第一〇九二二号))
(二五五)	同古賀誠君紹介(第九二九号)	二八八	同池端清一君紹介(第一〇三五号)	三一〇	同(吉田之久君紹介(第九六〇号))	三五〇	年金・健康保険制度の改悪反対に関する請願(安藤巖君紹介(第一〇九二三号))
(二五六)	同佐藤敬夫君紹介(第九三〇号)	二八九	同外一件(尾形智矩君紹介(第一〇三六号))	三一〇	年金・健康保険制度の改悪反対等に関する請願(安藤巖君紹介(第九六四号))	三五〇	国民医療の改善に関する請願(工藤晃君紹介(第一〇八九号))
(二五七)	同笹川幾君紹介(第九三一号)	二九〇	同(川崎寛治君紹介(第一〇三七号))	三一〇	同(若佐恵美君紹介(第九六五号))	三五〇	同(柴田睦夫君紹介(第一〇九〇号))
(二五八)	同鈴木宗男君紹介(第九三二号)	二九一	同(川端達夫君紹介(第一〇三八号))	三一〇	同(金子満広君紹介(第九六六号))	三五〇	同(松本善明君紹介(第一〇九一号))
(二五九)	同高橋一郎君紹介(第九三三三)	二九二	同小林恒人君紹介(第一〇三九号)	三一〇	同(見玉健次君紹介(第九六七号))	三五〇	年金・健康保険制度の改悪反対等に関する請願(安藤巖君紹介(第一〇九二二号))
(二六〇)	同(武村正義君紹介(第九三三三))	二九三	同佐藤静雄君紹介(第一〇四〇号)	三一〇	同(佐藤祐弘君紹介(第九六八号))	三五〇	同(田中直紀君紹介(第一一三五号))
(二六一)	同月原茂略君紹介(第九三三三)	二九四	同笹山登生君紹介(第一〇四一号)	三一〇	同(柴田睦夫君紹介(第九六九号))	三五〇	同外一件(野口幸一君紹介(第一二二〇号))
(二六二)	同(中川昭一君紹介(第九三三三))	二九五	同(中野寛成君紹介(第一〇四二二))	三一〇	同(瀬長亀次郎君紹介(第九七〇号))	三五〇	
(二六三)	同(中山成彬君紹介(第九三三七号))	二九六	年金の改善に関する請願(岩佐恵美君紹介(第九八九八号))	三一〇	同(田中美智子君紹介(第九七一七号))	三五〇	
(二六四)	同(野呂昭彦君紹介(第九三八号))	二九七	同(中路雅弘君紹介(第九九九号))	三一〇	同(辻第一君紹介(第九七二二二))	三五〇	
(二六五)	同(嶋山由紀夫君紹介(第九三九号))	二九八	同(松本善明君紹介(第九〇〇号))	三一〇	同(中路雅弘君紹介(第九七三三三))	三五〇	
(二六六)	同(原田憲君紹介(第九四〇号))	二九九	同(工藤晃君紹介(第一〇二八号))	三一〇	同(中島武敏君紹介(第九七四四四))	三五〇	
(二六七)	同(原田昇左右君紹介(第九四一号))	三〇〇	国民医療の改善に関する請願(東中光雄君紹介(第九〇一号))	三一〇	同(野間友一君紹介(第九七五五五))	三五〇	
(二六八)	同(町村信孝君紹介(第九四二二二))	三〇一	同(正森成二君紹介(第九〇二二二))	三一〇	同(不破哲三君紹介(第九七六六六))	三五〇	
(二六九)	同外一件(三原朝彦君紹介(第九四三三三))	三〇二	同(矢島恒夫君紹介(第九〇三三三))	三一〇	同(村上弘君紹介(第九七七七七))	三五〇	
(二七〇)	同(持永和見君紹介(第九四四四四))	三〇三	同(見玉健次君紹介(第九六一一))	三一〇	同(安藤巖君紹介(第九九四四四))	三五〇	
(二七一)	同(山下元利君紹介(第九四五五五))	三〇四	同(田中美智子君紹介(第九六二二二))	三一〇	同(工藤晃君紹介(第一〇三〇三〇))	三五〇	
(二七二)	同(渡辺省一君紹介(第九四六六六))	三〇五	同寺前巖君紹介(第九六三三三)	三一〇	年金改悪反対、制度の抜本改革に関する請願外一件(伏屋修治君紹介(第一〇五四四四))	三五〇	
(二七三)	同池端清一君紹介(第九八〇号)	三〇六	同(工藤晃君紹介(第一〇二九九号))	三一〇		三五〇	
(二七四)	同岡田利春君紹介(第九八一号)	三〇七		三一〇		三五〇	
(二七五)	同川俣健二郎君紹介(第九八二号)	三〇七		三一〇		三五〇	
(二七六)	同外一件左近正男君紹介(第九八三号)	三〇七		三一〇		三五〇	

[illegible]

[illegible]

七二八	井一君紹介(第二四四号)	七五八	年金・健康保険制度の改悪反対等に関する請願(岩佐恵美君紹介)(第二五三三三三)	七九一	同(野間友一君紹介)(第二五七一七号)	八二五	同(佐藤祐弘君紹介)(第二六七五号)
七二九	同(小規模障害者作業所の助成等に関する請願外十三件(大野潔君紹介)(第二四四二二二)	七五九	同(浦井洋君紹介)(第二五三四号)	七九二	同(東中光雄君紹介)(第二五七二二二)	八二六	同(柴田睦夫君紹介)(第二六七六号)
七三〇	同(川俣健二郎君紹介)(第二四四三三三)	七六〇	同(岡崎万寿秀君紹介)(第二五三三三三)	七九三	同(不破哲三君紹介)(第二五七三三三)	八二七	同(瀧長亀次郎君紹介)(第二六七七号)
七三一	同(竹入義勝君紹介)(第二四四四四四)	七六一	同(金子満広君紹介)(第二五三六六六)	七九四	同(藤田スミ君紹介)(第二五七四四四)	八二八	同(田中美智子君紹介)(第二六七八号)
七三二	同(外六件(塚田延充君紹介)(第二四四五五五)	七六二	同(工藤晃君紹介)(第二五三七七三)	七九五	同(藤原ひろ子君紹介)(第二五七五五五)	八二九	同(辻第一君紹介)(第二六七九号)
七三三	同(沼川洋一君紹介)(第二四四六六六)	七六三	同(佐藤祐弘君紹介)(第二五三八八八)	七九六	同(正森成二君紹介)(第二五七六六六)	八三〇	同(寺前巖君紹介)(第二六八〇号)
七三四	同(平石磨作太郎君紹介)(第二四四七七七)	七六四	同(柴田睦夫君紹介)(第二五三九九九)	七九七	同(松本善明君紹介)(第二五七七七七)	八三一	同(中野雅弘君紹介)(第二六八二二二)
七三五	同(伏木和雄君紹介)(第二四四八八八)	七六五	同(岡崎万寿秀君紹介)(第二五四〇〇〇)	七九八	同(村上弘君紹介)(第二五七八八八)	八三二	同(中野雅弘君紹介)(第二六八三三三)
七三六	同(持永和見君紹介)(第二四四九九九)	七六六	同(中島武敏君紹介)(第二五四一一一)	七九九	同(矢島恒夫君紹介)(第二五七九九九)	八三三	同(野間友一君紹介)(第二六八四四四)
七三七	同(矢野純也君紹介)(第二四五〇〇〇)	七六七	同(野間友一君紹介)(第二五四二二二)	八〇〇	同(山原健二郎君紹介)(第二五八〇〇〇)	八三四	同(東中光雄君紹介)(第二六八五五五)
七三八	同(吉井光昭君紹介)(第二四五一一一)	七六八	同(不破哲三君紹介)(第二五四三三三)	八〇一	同(山原健二郎君紹介)(第二五八一一一)	八三五	同(不破哲三君紹介)(第二六八六六六)
七三九	国民年金等の年金の改悪反対に関する請願(山花貞夫君紹介)(第二四七六六六)	七六九	同(藤原ひろ子君紹介)(第二五四四四四)	八〇二	年金制度改悪反対等に関する請願(岩田幸四郎君紹介)(第二五八二二二)	八三六	同(藤田スミ君紹介)(第二六八七七七)
七四〇	重度戦傷病者とその妻の援護に関する請願(中曾根康弘君紹介)(第二四七七七七)	七七〇	同(松本善明君紹介)(第二五四五五五)	八〇三	同(岩佐恵美君紹介)(第二五六三三三)	八三七	同(藤原ひろ子君紹介)(第二六八八八八)
七四一	同(麻生太郎君紹介)(第二四五五一一一)	七七二	同(山原健二郎君紹介)(第二五四六六六)	八〇四	同(岡崎万寿秀君紹介)(第二五六四四四)	八三八	同(正森成二君紹介)(第二六八九九九)
七四二	同(谷垣禎一君紹介)(第二五五二二二)	七七三	年金改悪反対に関する請願外一件(野口幸一君紹介)(第二五五〇〇〇)	八〇五	同(金子満広君紹介)(第二五六五五五)	八三九	同(松本善明君紹介)(第二六九〇〇〇)
七四三	年金制度の改悪反対等に関する請願(佐藤観樹君紹介)(第二四七八八八)	七七四	国民医療改善に関する請願(安藤巖君紹介)(第二五五四四四)	八〇六	同(工藤晃君紹介)(第二五六六六六)	八四〇	同(村上弘君紹介)(第二六九一一一)
七四四	同(安藤巖君紹介)(第二四八八八八)	七七五	同(石井郁子君紹介)(第二五五五五五)	八〇七	同(佐藤祐弘君紹介)(第二五六七七七)	八四一	同(矢島恒夫君紹介)(第二六九二二二)
七四五	年金の改悪反対に関する請願(塚田延充君紹介)(第二四八三三三)	七七六	同(岩佐恵美君紹介)(第二五五六六六)	八〇八	同(瀧長亀次郎君紹介)(第二五六八八八)	八四二	同(山原健二郎君紹介)(第二六九三三三)
七四六	年金の改善に関する請願(安藤巖君紹介)(第二五二三三三)	七七七	同(浦井洋君紹介)(第二五五七七七)	八〇九	同(田中美智子君紹介)(第二五六九九九)	八四三	同(立野賢二君紹介)(第二六九四四四)
七四七	同(石井郁子君紹介)(第二五二四四四)	七七八	同(岡崎万寿秀君紹介)(第二五五八八八)	八一〇	同(田中美智子君紹介)(第二五六〇〇〇)	八四四	消費生活協同組合の育成強化に関する請願(松前君紹介)(第二六九四四四)
七四八	同(経塚幸夫君紹介)(第二五二五五五)	七七八	同(金子満広君紹介)(第二五五九九九)	八一〇	同(田中美智子君紹介)(第二五六〇〇〇)	八四五	被爆者援護法の制定に関する請願(松前君紹介)(第二六九五五五)
七四九	同(田玉健次君紹介)(第二五二六六六)	七八〇	同(経塚幸夫君紹介)(第二五六〇〇〇)	八一〇	同(田中美智子君紹介)(第二五六〇〇〇)	八四六	国民医療改善に関する請願(見玉健次君紹介)(第二六九六六六)
七五〇	同(田中美智子君紹介)(第二五二七七七)	七八一	同(工藤晃君紹介)(第二五六一一一)	八一〇	同(田中美智子君紹介)(第二五六〇〇〇)	八四七	同(中島武敏君紹介)(第二六九七七七)
七五一	同(辻第一君紹介)(第二五二八八八)	七八二	同(見玉健次君紹介)(第二五六二二二)	八一〇	同(田中美智子君紹介)(第二五六〇〇〇)	八四八	同(工藤晃君紹介)(第二七〇〇〇〇)
七五二	同(東中光雄君紹介)(第二五二九九九)	七八三	同(佐藤祐弘君紹介)(第二五六三三三)	八一〇	同(田中美智子君紹介)(第二五六〇〇〇)	八四九	同(田中美智子君紹介)(第二七〇一一一)
七五三	同(藤田スミ君紹介)(第二五三〇〇〇)	七八四	同(柴田睦夫君紹介)(第二五六四四四)	八一〇	同(田中美智子君紹介)(第二五六〇〇〇)	八五〇	小規模障害者作業所の助成等に関する請願(川俣健二郎君紹介)(第二六九八八八)
七五四	同(正森成二君紹介)(第二五三一一一)	七八五	同(瀧長亀次郎君紹介)(第二五六五五五)	八一〇	同(田中美智子君紹介)(第二五六〇〇〇)		
七五五	同(村上弘君紹介)(第二五三二二二)	七八六	同(田中美智子君紹介)(第二五六六六六)	八一〇	同(田中美智子君紹介)(第二五六〇〇〇)		
		七八七	同(寺前巖君紹介)(第二五六七七七)	八一〇	同(田中美智子君紹介)(第二五六〇〇〇)		
		七八八	同(中野雅弘君紹介)(第二五六八八八)	八一〇	同(田中美智子君紹介)(第二五六〇〇〇)		
		七八九	同(中島武敏君紹介)(第二五六九九九)	八一〇	同(田中美智子君紹介)(第二五六〇〇〇)		
		七九〇	同(中島武敏君紹介)(第二五六九九九)	八一〇	同(田中美智子君紹介)(第二五六〇〇〇)		

八五七 同(野間友一君紹介)(第二七六〇号)
八五八 看護職員の大増員と労働・生活条件改善に関する請願(永井孝信君紹介)(第二七〇四号)
八五九 年金の改悪反対に関する請願(小淵正義君紹介)(第二七〇五号)
八六〇 厚生年金制度改悪反対等に関する請願(石橋大吉君紹介)(第二七五〇号)
八六一 年金の改善に関する請願(岩佐恵美君紹介)(第二七五一号)
八六二 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(二田孝治君紹介)(第二七五二号)
八六三 難病患者などの医療と生活の保障に関する請願(二田孝治君紹介)(第二七五三号)
八六四 年金・健康保険制度の改悪反対に関する請願(田中美智子君紹介)(第二七五四号)
八六五 同(不破哲三君紹介)(第二七五五号)
八六六 重度戦傷病者と妻の援護に関する請願(三原朝彦君紹介)(第二七五六号)
八六七 小規模障害者作業所の助成等に関する請願(川俣健二郎君紹介)(第二七八七号)
八六八 同(鈴木善幸君紹介)(第二七八八号)
八六九 同(中野雅弘君紹介)(第二七八九号)
八七〇 同(山口敏夫君紹介)(第二七九〇号)
八七一 同(浅井美幸君紹介)(第二八三一〇号)
八七二 同(新井彬之君紹介)(第二八三二〇号)
八七三 同(岩垂寿喜男君紹介)(第二八三三〇号)
八七四 同(石田幸四郎君紹介)(第二八三四〇号)
八七五 同(大野潔君紹介)(第二八三五〇号)
八七六 同(近江巳記夫君紹介)(第二八三六〇号)
八七七 同外一件(川俣健二郎君紹介)(第二八三七〇号)
八七八 同(小谷輝二君紹介)(第二八三八〇号)
八七九 同(坂井弘一君紹介)(第二八三九〇号)
八八〇 同(竹入義勝君紹介)(第二八四〇〇号)
八八一 同(竹内勝彦君紹介)(第二八四一〇号)

八八二 同(玉城栄一君紹介)(第二八四二〇号)
八八三 同(沼川洋一君紹介)(第二八四三〇号)
八八四 同(春田重昭君紹介)(第二八四四〇号)
八八五 同(平石磨作太郎君紹介)(第二八四五〇号)
八八六 同(伏木和雄君紹介)(第二八四六〇号)
八八七 同(冬柴鉄三君紹介)(第二八四七〇号)
八八八 同(矢追秀彦君紹介)(第二八四八〇号)
八八九 同(矢野詢也君紹介)(第二八四九〇号)
八九〇 同(吉井光昭君紹介)(第二八五〇〇号)
八九一 国立病院・療養所の看護婦宿舍改善に関する請願(戸井田三郎君紹介)(第二八九一〇号)
八九二 同(浜田卓二郎君紹介)(第二八九二〇号)
八九三 年金改悪反対、制度の抜本改革に関する請願(鍛冶清君紹介)(第二八九三〇号)
八九四 看護職員の大増員と労働・生活条件改善に関する請願(安藤巖君紹介)(第二八五一〇号)
八九五 同(岩佐恵美君紹介)(第二八五二〇号)
八九六 同(川俣健二郎君紹介)(第二八五三〇号)
八九七 同(田中美智子君紹介)(第二八五四〇号)
八九八 同(中野雅弘君紹介)(第二八五五〇号)
八九九 同(松本善明君紹介)(第二八五六〇号)
九〇〇 年金の制度改悪反対に関する請願(沢利久君紹介)(第二九三〇〇号)
九〇一 同(中島武敏君紹介)(第二九三一〇号)
九〇二 国立腎センター設立に関する請願(渡部一郎君紹介)(第二九三二〇号)
九〇三 同(春田重昭君紹介)(第二九三三〇号)
九〇四 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(平沼起夫君紹介)(第二九三三〇号)
九〇五 厚生年金の支給開始年齢引き上げ反対に関する請願(神崎武法君紹介)(第二九三四〇号)
九〇六 消費生活協同組合の育成強化に関する請願(河村勝君紹介)(第二九三五〇号)
九〇七 被爆者援護法の制定に関する請願(河村勝君紹介)(第二九三六〇号)

九〇八 重度戦傷病者と妻の援護に関する請願(鹿野道彦君紹介)(第二九三七〇号)
九〇九 同(小宮山重四郎君紹介)(第二九三八〇号)
九一〇 同(平沼起夫君紹介)(第二九三九〇号)
九一一 国民医療改善に関する請願(菅直人君紹介)(第二九四〇〇号)
九一二 同(沢利久君紹介)(第二九四一〇号)
九一三 小規模障害者作業所の助成等に関する請願(市川雄一君紹介)(第二九四二〇号)
九一四 同(奥田敬和君紹介)(第二九四三〇号)
九一五 同(川端達夫君紹介)(第二九四四〇号)
九一六 同外一件(河野正君紹介)(第二九四五〇号)
九一七 同(神崎武法君紹介)(第二九四六〇号)
九一八 同(小宮山重四郎君紹介)(第二九四七〇号)
九一九 同(田中慶秋君紹介)(第二九四八〇号)
九二〇 同(塚田延充君紹介)(第二九四九〇号)
九二一 同(橋崎弥之助君紹介)(第二九五〇〇号)
九二二 同(藤本孝雄君紹介)(第二九五一一〇号)
九二三 同(松永光君紹介)(第二九五二〇号)
九二四 同(安藤巖君紹介)(第二九五三〇号)
九二五 同(石井郁子君紹介)(第二九五四〇号)
九二六 同(岩佐恵美君紹介)(第二九五五〇号)
九二七 同(浦井洋君紹介)(第二九五六〇号)
九二八 同(岡崎万寿君紹介)(第二九五七〇号)
九二九 同(金子満広君紹介)(第二九五八〇号)
九三〇 同(経塚幸夫君紹介)(第二九五九〇号)
九三一 同(工藤晃君紹介)(第二九六〇〇号)
九三二 同(児玉健次君紹介)(第二九六一〇号)
九三三 同(佐藤祐弘君紹介)(第二九六二〇号)
九三四 同(柴田睦夫君紹介)(第二九六三〇号)
九三五 同(瀬長亀次郎君紹介)(第二九六四〇号)
九三六 同(田中美智子君紹介)(第二九六五〇号)
九三七 同(辻第一君紹介)(第二九六六〇号)
九三八 同(寺前巖君紹介)(第二九六七〇号)
九三九 同(中野雅弘君紹介)(第二九六八〇号)
九四〇 同(中島武敏君紹介)(第二九六九〇号)

九四一 同(野間友一君紹介)(第二九七〇号)
九四二 同(東中光雄君紹介)(第二九七一〇号)
九四三 同(不破哲三君紹介)(第二九七二〇号)
九四四 同(藤田スミ君紹介)(第二九七三〇号)
九四五 同(藤原ひろ子君紹介)(第二九七四〇号)
九四六 同(正森成二君紹介)(第二九七五〇号)
九四七 同(松本善明君紹介)(第二九七六〇号)
九四八 同(村上弘君紹介)(第二九七七〇号)
九四九 同(矢島恒夫君紹介)(第二九七八〇号)
九五〇 同(山原健二郎君紹介)(第二九七九〇号)
九五二 同(小川新一郎君紹介)(第三〇三二〇号)
九五三 同(田川誠一君紹介)(第三〇三三〇号)
同外十二件(沼川洋一君紹介)(第三〇三四〇号)
九五四 年金制度の改悪反対等に関する請願(佐藤巖君紹介)(第二九八〇〇号)
九五五 同外六件(早川勝君紹介)(第二九八一〇号)
九五六 看護職員の大増員と労働・生活条件改善に関する請願(児玉健次君紹介)(第二九八二〇号)
九五七 同(沼川洋一君紹介)(第三〇三三五〇号)
九五八 年金の改悪反対に関する請願外一件(塚田延充君紹介)(第二九八三〇号)
九五九 同(川端達夫君紹介)(第三〇三三六〇号)
九六〇 国民年金に学生の強制加入反対に関する請願(有島重武君紹介)(第三〇三七〇号)
九六一 年金・健康保険の改悪反対等に関する請願(経塚幸夫君紹介)(第三〇二八〇号)
九六二 食品添加物の規制緩和反対に関する請願(寺前巖君紹介)(第三〇三〇〇号)
九六三 同(藤原ひろ子君紹介)(第三〇三〇一〇号)
○丹羽委員長 これより会議を開きます。
この際、小泉厚生大臣、近岡厚生政務次官から、それぞれ発言を求められておりますので、順次これを許します。小泉厚生大臣。

○小泉国務大臣 厚生大臣の小泉純一郎でございます。新内閣のもとで厚生大臣として再任されましたので、改めてよろしくお願いいたします。

社会保障制度は、国民生活の基盤であります。制度の効率化、運営の適正化に努めるとともに、医療や年金を初めとする社会保障制度を高年齢社会にふさわしい揺るぎないものとするよう、引き続き全力を挙げて取り組む所存でございます。何とぞよろしくお願い申し上げます。(拍手)

○丹羽委員長 近岡厚生政務次官。

○近岡政府委員 厚生政務次官の近岡理一郎でございます。

厚生行政は、多くの重要な課題を抱えておりますが、私は、委員各位の御協力をいただき、大臣を補佐し、高齢化社会にふさわしい安定した社会保障制度の確立を図ってまいれる所存でございます。何とぞよろしく御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。(拍手)

○丹羽委員長 内閣提出、参議院送付、民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。小泉厚生大臣。

民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○小泉国務大臣 ただいま議題となりました民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

我が国におきましては、急速な高齢化の進展、地域及び家庭を取り巻く環境の変化に伴い、国

民の老後に係る多様な保健サービス及び福祉サービスに対する需要が増大しております。高齢化の進展に伴うこのような国民の多様な需要にこたえ、老人が生きがいを持ち健康で安らかな生活を営むことが出来る地域社会を形成していくためには、公的保健福祉サービスの充実とともに、民間事業者が公的保健福祉サービスとの連携のもとに保健サービス及び福祉サービスを総合的に提供する場について、その促進を図っていくことが必要であります。このため、民間事業者が地域においてこれらのサービスを総合的に提供する施設の整備を行う場合について、所要の支援措置を講ずることとし、この法律案を提出することとした次第であります。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

まず第一に、この法律案において「特定民間施設」として整備の対象としておりますのは、公的保健福祉サービスとの連携のもとに地域において保健サービス及び福祉サービスを総合的に提供する一群の施設であつて、民間事業者が整備するものであります。

第二に、厚生大臣は、特定民間施設の整備に関する基本的な事項等を定めた基本方針を策定するとともに、民間事業者が作成した特定民間施設の整備計画について、関係都道府県等の意見を聴取し基本方針に照らし認定を行うこととしております。

第三に、認定を受けた整備計画に従つて特定民間施設の整備の事業を行う民間事業者に対し、課税の特例、事業の実施に必要な資金の確保等の支援措置を講ずることとしております。

なお、この法律の施行期日は、公布の日としております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

○丹羽委員長 これより質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。村山富市君。

○村山(憲)委員 今提案をされました民間老後施設の促進法、これは略称ですけども、この法案は端的に申し上げますと、公的サービスとして位置づけられていない有料老人ホームあるいはカルチャーセンター等を対象として、税制上の優遇措置や公的資金の融資を行つて健全な企業を育成していく、こういう考え方に立つておられるというふうに思われるわけです。このことは、これから拡大されるであろうシルバー市場というものに積極的に民間企業の参入を認めよう、こういう意義を踏まえてやられることだと思ふのです。

昭和六十六年版の厚生白書を見ますと、こういうことが書いてあるわけです。「社会サービスの範囲は量・質両面で広がりを見せている。こうした二つの増大、多様化に対応するためには、公的部分のみによつてすべてのサービスを供給していくことは制度的にも財政的にも困難であり、民間事業者等によるサービスを活用することにより、供給主体の多元化・重層化を図っていく」、こういう意味のことが書いてあるわけですね。このことからいろいろ懸念されることがあるわけですが、財政的な理由やあるいは公的部面ではなかなか担えないような分野が広がっていく。ですから、今まで公的サービスでやっておった分野がだんだん民間の企業の分野に肩がわりされていく、こういうことではなくて、当然公的サービスをしなければならぬ分野はますます拡大していく。しかし、公的サービスよりもむしろ民間企業でやつてもらつた方がよい、こういうふうに思われる新しい分野が拡大されていく。ですから、全体としてはこのシルバーサービスの分野がぐんと拡大されていくという考え方に立つてやられるのではないかと思ふのです。

そういう意味から申し上げますと、公的分野で担う分と私的分野で担う分と、そこらのけじめというのは、役割というのとは一体どういうふうに考えているのか。今申し上げましたように、言うならば公的分野で担うサービス分野というものがますます充実されて拡大されていく。同時に、それに合わせて民間企業でやつてもらう分野も新しく開発されていく、こういう状況になつていかなければならぬと思ふのだけれども、そういうことに對する基本的な考え方、方針等について冒頭に承つておきたいと思ふのです。

○多田政府委員 先生おっしゃるように、これらの公的サービスというものが民間に肩がわられていってはいかない、本当に切実な二ードについてしっかりと公的な施策をこれからもどんどん拡充していかねばいけない。同時に、公的な施策ではなかなか埋め切れない多様な二ード、需要というものが広がっていく、そういうものに対してはできるだけ民間の良質なサービスが拡大していくように、これも支援していかねばいけない。両方がうまく調和して、いい高齢化社会を迎えることができるのではないかと、そんなふうに考えているわけでございます。

○村山(憲)委員 そうしますと、公的サービスの分野をこれからさらに充実拡大していくというところが前提でなければ、今私が言いましたように、民間企業が参入することによつて公的分野で担つておった分野まで民間企業に肩がわりされていく、こうなつていけば、これは大変な後退になると私は思われます。ですから、裏づけとしては、公的分野はさらに充実拡大していくんだという前提に立つて積極的に物を考えていく、こういう方針がなければならぬと思ふのです。そういう方針についてどのように考えているのか聞きたいのです。

○多田政府委員 私どもの基本的なこれからの公的サービスの拡充計画というものは、先般国会にも提出しましたビジョンの中でお示しをしておるところでございますけれども、福祉関係施設につ

きましては、二〇〇〇年を目標にいたしまして、特別養護老人ホームを現在の約二倍の二十四万床に拡大し、老人保健施設は約二十六万床まで拡大をする。また今年度から、住まいの機能を重視した新しい型の軽費老人ホームの整備を進めていく。また在宅の福祉関係につきましては、二〇〇〇年を目標に、家庭奉仕員については現在の約二倍の五万人、在宅老人短期保護事業につきましては、五万床を目標に進めていきたい。またデイサービスセンターにつきましては、将来的には一万人所を整備することを目標にして、これに向けて当面、今後三カ年に緊急整備を図る、こういう方針を立てているところでございます。

このほかに、高齢者総合相談センターとか、明るい長寿社会づくり推進機構といったものを全都道府県に整備を進めていきたいと考えているところでございます。

○村山(憲)委員 今説明がありました中に、新しいタイプの軽費老人ホームを導入するところありますね。これまで軽費老人ホームというのはA型、B型とありまして、A型の場合には既に二百五十施設があるわけです。これは例えば寮母さんがいてある程度のケアができるとか、あるいは食事も共同浴場もある、こういうものだと思うのですが、今度つくられる新しいタイプの軽費老人ホームと、今説明いたしましたA型の軽費老人ホームとはどこがどう違うふうに違うのですか。

○多田政府委員 新しい型の軽費老人ホーム、ケアハウスと俗称しておりますけれども、これは入居者の自立した個人生活を基本といたしまして、緊急時の対応が図られるようにする。それから食事の提供、入浴サービスの提供という機能を持つ。そして入居者の虚脱化の進行に対処しましては、家庭奉仕員の派遣など外部からの在宅福祉サービスをうまく組み合わせていくということによって対応しようという物の考え方でございます。また、この新しい型の軽費老人ホームにつきましては、構造設備について車いすが利用できる構造にするということで、高齢者にとって住みよ

い環境を整備していくようにしたいと考えておりまして、あえて位置づければA型とB型の中間、A型B型といえますか、そういった形であろうと思います。

具体的にもう少し申し上げますと、利用者はいずれも一定以下の所得を有する者にします。サービスの内容といたしましては、先ほど申し上げましたようにA型は緊急時の対応——失礼いたしました。これは軽費老人ホームの前身でございまして、

○村山(憲)委員 今までA型、B型という軽費老人ホームがあるわけですね。それに、今説明のようにはA型とB型の中間ぐらいのものをこれからつくっていく、こう考えた背景というのは一体どういうことなのか。なぜA型、B型でなくて新しい型のケアハウスをつくらなければならぬのかという意味を説明してくれませんか。

○多田政府委員 従来のA型というのは、先生さっきお話がありましたように、介護機能を内蔵するという形で一応整備を進めるといって考え方でございまして、これからの在宅サービスを中心に伸ばしていく、そういう物の考え方の中では、介護サービスそのものは地域でできるだけ整備をして、その場所に住んでいる方々にサービスが行き届くようにしたい。わざわざ収容施設というように感じで新たに住所を移してサービスを受けるという形ではなくて、その住んでいる場所ですべてサービスが受けられるような形にこれから進めていきたい。そういう意味では、介護サービスを内蔵させるというよりも、介護サービスは地域のサービスセンターのようなところから供給されてくるというところで、むしろ居住の場として重要な、例えば車いすで動ける場所あるいはしっかりと入浴ができる場所というような位置づけの場所をもつと積極的に町の中に整備をしていったらどうだろうかということ、A型と少し違った形で、むしろある程度自立を前提としながら、困った場合には地域のサービスが、在宅サービスで提供されるサービスと同じようなものがその場所で受けられる、

こういった形のものを推進していったらどうか。B型につきましては、全く自立が可能の方がそのまゝ生活の場を持っているといったのに近いような機能でございまして、これよりはもう少し、車いすで動けるとか食事とふろが提供されるところかというような形の構造にしていくという考え方でございまして。

○村山(憲)委員 ちよつと腑に落ちないけれども、A型、B型があつて、これからまた新しいケアハウスができると三種類ですつといくのか、それとも将来は今言われる新しい型のケアハウスに統合されていくというようなことになるのか。その見通しが一つ。

それから、今あるA型の、軽いケアを必要とするような人が入っているA型の場合とどこが違うかといえますと、車いすで動くことができない。だから、今あるA型の軽費老人ホームを車いすなど十分使えるように改造していけば事が足りるのではないかと思いますし、またその必要もあるのではないかと申すのですけれども、そういう点についてはどういうふうにお考えですか。

○多田政府委員 まず、これからの整備方針でございまして、今回の新しい型のものをできるだけ広く普及をさせてみたいというふうに基本的には考えているわけでございます。

なお、A型あるいはB型につきましても、もう少し構造設備を改善し、車いすでも利用できるようにすることが考えられていいのではないかと、今お話でございまして、この点につきましては今後さらに検討してまいりたいと思っております。

○村山(憲)委員 A型の場合、これからのこういうハウス、ホームというものは、個人の生活の場をどう主体的に確保してあげるかということが中心にならなければいけません。こう考えていきますと、A型の場合なんかも単に共同で食事をするというのではなくて、例えば自分の部屋で炊事ができるような施設があつて、そして体調がよくて気分がいいときには自分の部屋で食事をつくって食事をする。そうでない気分ときには共同食堂

に行つてやれるというくらい個人の生活の場をちゃんと確保してあげる、こういうものに改造していく必要があるのではないかと申すのですけれども、そういう点についてはどうでしょうか。

○多田政府委員 できるだけ今先生のお話のような内容を運用上うまく組み込めるような感じの工夫をしてまいりたいと思っております。

○村山(憲)委員 B型の場合には、ケアを必要としない老人の住居としてつくられていくわけですね。これは聞いてみますと三十八施設くらいあるらしいですけれども。これは共同浴場、共同トイレ等があつて、一応施設というよりも公営住宅的なタイプになつていくというふうに思われるわけですね。このBタイプの軽費老人ホームに対して、建設省と厚生省が共同して行っているシルバーハウジング構想というのがありますね。これは既に全国で十一カ所ほどモデルプロジェクトとして整備の途上にあるというふうに関わっているわけですが、今申しました軽費老人ホームB型とどこがどういうふうな違うのですか。

○多田政府委員 シルバーハウジング構想と申しますのは、高齢者世帯が地域社会の中で自立して安全かつ快適な生活を営むことができるように、福祉施策と住宅施策の緊密な連携の図られた公的住宅を供給するというねらいを持って、現在、建設省と協力してそのためのモデル事業を実施しているという性格のものでございます。

具体的には、高齢者の安全や利便に配慮した設備設計が行われた公営住宅を整備いたしまして、そこに生活援助員というふうなものによって必要に応じて入居者に対して生活指導、相談、安否の確認、一時的な家事援助、緊急時の対応等のサービス、市町村の福祉サービスとの連携等を行おうと考えているものでございます。シルバーハウジング構想に基づきます公営住宅への入居者は、独立して生活するには不安があるけれども、自炊が可能な程度の健康状態の者ということでございまして、したがって、この入居者に対しては、一般の有料老人ホームで行われているような給食

サービスや介護サービスは行わないということでございます。

また、シルバーハウジング構想に基づく公営住宅と軽費老人ホームB型とは、提供されるサービス内容はほぼ同様のものでございますが、軽費老人ホームB型は老人福祉施設という位置づけになっておりますが、シルバーハウジング構想は公営住宅に福祉サービスを連動するという形をとっておりまして、結果的に住居としての機能により重点が置かれている、そういうふうな考えております。

○村山(書)委員 シルバーハウジング・プロジェクト、これはお年寄りが相手でしょう。それにケアハウスとかシルバーハウジング・プロジェクトとか、お年寄りにはなかなかわからぬでしょう。もう少し日本語で平易に、お年寄りがわかるような言葉が使えぬかと思うのです。そうかといって、郵便ポストを手紙やはがきを入れる箱なんと言ふ必要はない、ポストなんというのは日本語になつていますから。だから、そこらのところはもう少し工夫して考えてもらった方がいいんじゃないかと私は思うのです。それはともかくとして、そういう点はこれから十分配慮してもらいたいと思うのです。

このシルバーハウジング・プロジェクトの眼目は、今お話のございましたように生活相談員を配置して、必要に応じて生活指導、相談、それから安否の確認、一時的な家事援助、緊急時対応等のサービスを市町村福祉サービスとの連携のもとに行っていく、これはあくまでも施設というよりも住宅を主体にしたものだというふうに話がありましたね。私は、これも必要だと思ひますよ。だけれども、厚生省がやっているものもあるし、建設省がやっているものもあるし、非常に錯綜するんじゃないかと思うのですが、こういうところは違ひもはつきりしませんし、私はやはり横の連絡をとって総合的に生かせるようなものにしていかないと、これは建設省が所管するものだ、これは厚生省が所管するものだ、入る人にとっては別に建

設省も厚生省も関係ないわけですからね。そういう点はもう少し工夫する必要があるのではないかとと思うのです。

同時に、私は、これからむしろこういうサービスというものは、単に施設や住宅に入っている人だけに限るのではなくて、やはり点在している在宅のお年寄りに対して必要ではないかと思うのですけれども、こういう点はこれからどういうふうに対応していくつもりですか。

○多田政府委員 先生お話しのとおり、建設省と私の方と何か同じようなものをいろいろと、こういうことでございますけれども、建設省で公営住宅をつくる際に、やはり公営住宅としてもそういうことを十分配慮した格好でつくってほしいというのが私の希望でございます。そういう意味ではやや積極的に建設省と手を結んで進めようという一面もあるわけでございます。それから、これは厚生省だけが老人対策をやるといふような物の考え方ではとてもいかならぬと思ひますので、いろいろなところとできるだけ提携をしながら、それらの施策を推進する上でも厚生省のサービスがうまく組み込まれていくというような進み方をぜひ考えてまいりたいと考えているわけでございます。

それから、地域の人々に対するサービスというのがより重要ではないか、あるいは同じように重要ではないかというお話でございます。これは全くそのとおりでございます。私もいたしましても、在宅三本柱というふうな言い方をしておりますけれども、そういうものを早急に整備をいたしまして、在宅サービスの方への強化というものも進めてまいりたいと考えているところでございます。

○村山(書)委員 今までお話があったシルバーハウジング・プロジェクトにおける生活相談員というものは、ホームヘルパーなんかやれる仕事の分野になるわけですか。それはどうなんですか。

○多田政府委員 生活相談員でございますが、ヘルパーと大体同じようなところもございますが、

もう少し相談機能的なものも強めてという気持ちもありまして、今日のくらのレベルを予定しようかということでおおむねと詰めているところでございます。できるだけ早く詰めて確定をしていきたいと思ひます。

○村山(書)委員 僕は、やはりホームヘルパーもそういう仕事の分野を担っていくようなものにしていく必要があるのではないかと思いますから、十分検討してもらいたいと思ひます。ただ、その場合に、ホームヘルパーの役割というものは大変大きくなっていくと思ひます。これは今後どういうふうなふやしていくか、そしてその分野を担ってもらうと考へているわけですか。

○多田政府委員 ホームヘルパーは、平成元年度予算では三万一千四百五十八という数字にしたいというところで、前年度が二万七千五百五十六でございますから、これまでのテンポからはかなり大きく、大幅な拡充を図るという方向で進めておるところでございます。

家庭福祉員の派遣世帯数でございますが、六十二年実績では、報告のあったもので十二万世帯というふうな数字になっておりまして、今後ともこの面では先ほど申し上げました五万人体制に早く持っていくように、できるだけ整備を進めてまいりたいと考えております。

(委員長退席、栗山委員長代理着席)

○村山(書)委員 厚生省の推進計画を見ますと、今お話がありましたように家庭福祉員の派遣事業は、現在二万七千五百五十八、それを平成元年度には三万一千四百五十八、そして二〇〇〇年には五万人にしたい、こういう計画の目標を持っているようですね。例えば二〇〇〇年に五万人というのは、このホームヘルパーを必要とする対象の老人層というのはどの程度に膨らんで、今の一人が受け持つお年寄りの数と、五万人にふえたときのホームヘルパーが担うお年寄りの数はどう違つておるのか。同じような率でもつていくのなら充実にならぬわけですから、そこらの点はどういうふうな推計しておるわけですか。

○多田政府委員 ホームヘルパーの需要は、我が国で本当にどういうふうな動いていくかというのはなかなか読みにくいところがございまして、特に高齢者の同居状況あるいは家庭の意識あるいは介護力といったものがどんなふうになつていくか、そういういろいろな要素が絡んでホームヘルパーの需要がどういうふうに変化していくのか、今の段階では余り明確に読めないのが正直なところでございます。したがって、私も私どもとしてはなると前倒しで早目に五万人までまず整備をしてみて、その先またどういうふうな考へていくべきか、あるいはデイサービスの普及が進みますと、そつちの方で介護のサービス、いわばホームヘルパーの代替といひますか、そういう側面もございまして、あるいはショートステイが進むと、その側面もございまして、あるいは施設の整備が進みますと、そちらでもまた需要が少し変わってくるというふうないろいろな側面がございまして、その上でまた状況を見ながら考へていくことにさせていただきます。ただどうかと今は考へているところでございまして。

○村山(書)委員 それは確実にこうなっていくという推計は難しいでしょう。しかも、デイケアやらショートステイやら、そういういろいろな分野が拡大されていけば、それによつてまたホームヘルパーが受け持つ分野が変わってくることもあるから、なかなか難しいのだと思ひます。そういう意味における公的サービスを充実していこう、こういう前提があるならば、それぐらいの推計はびしりと出して、二〇〇〇年にはこういふふうに変つていくのだ、よくなつていくのだということが示されないと、議論がしにくいんじゃないかと思ひます。

それから、特にここでお話をしておきたいと思うのですが、例えば二〇〇〇年にホームヘルパーが五万人になる。そうすると、この法案に書かれておりますように、これから民間の企業

がそういう在宅サービスについても受け持った分野が拡大されていく。こうなるとまいりますと、ホームヘルパーが五万人になって、訪問介護なんかを受け持つ仕事の分野がどの程度になる、そして民間が受け持つそういうシルバーサービスの分野がどの程度になっていくのか、これはある意味では競合する面も出てくるのではないかと。そうしますと、民間の方が料金を取りますからサービスがぐっとよくて、公的サービスの質が低下していく、こうなっていくと、民間の分野からずっと侵害されて公的サービスの分野がだんだん後退していく、こんなことも考えられるのではないかと。ということが若干心配になるわけですね。そういうことについてはどういうふうにご考えておられるのですか。

○多田政府委員 ホームヘルパーサービスの提供水準みたいなものをかちと固めてそれを確保するのだというふうな物の考え方では整理することは、私もいろいろな研究してみただけでございませうけれども、大変難しいのでございませう。

どういふことかと申しますと、その一人一人の状況によって、例えば週に一回でもいいような方もあれば、それこそ週五回もどうしても必要だ、そういうような方もおられるということで、個々のケースでこまごまであればいいのだというのを標準化してそれが行政の提供水準だということと割り切ってしまうのは、かえって実態に合わない面もあるというのを考えております。したがって、これも非常に抽象的な表現でございませうけれども、社会常識的に見て、ここには公的なヘルパーが当然これぐらいの頻度で行くべきではないかと。いうものは、公的に対応していくべきである。そうではなくて個別事情で、本人の御意向にある意味で沿った、希望に沿ったという側面が強いもの、だという部分は、できるだけ民間が担っていくというところで地域、地域でよくその辺は常識的な判断を加えていただながら、公的な責任をきちっと果たしていただこうというつもりではないか。そして、それを私も全面的に支援し

ていくことではないか、そんなふうにご考えているところでございませう。

○村山(憲)委員 これは、これから民間の企業を厚生省は健全な企業に育成していこう、そしてできるだけシルバー産業分野における健全な産業分野を確保していこう、こういう考えだと僕は思うのです。冒頭に、それは公的サービスが充実、拡大されていくということも前提に踏まえておかないと、むしろ公的サービスを民間の産業が肩がわりしていく、こんなことになったのでは問題ではないかという意味で言うたわけですね。家庭訪問サービス、こういうホームヘルパーなんかが担っている仕事の分野というのは、これから民間産業がずっと入ってくる一つの大きな市場になっていくわけですね。そうしますと、公的サービスで担当する分野と民間が入ってくる分野と、ある程度基準みたいなものがないと、むしろ民間の分野の方がぐっと出てきて公的分野が縮小されていくことになりかねないようなことになっていくのではないかと。いう心配がどうしても消えないわけですね。

例えば病院に入る。私は金がないから保険だけで診てもらおう、そのために大部屋で結構です。私は所得がうんとあるから、大部屋なんかでなくて個室に入れてもらいたい、金は何ぼかかっても結構です。こういう意味で分離をされるとすれば、これはまさに公にやるものは救済対策になってしまふというふうなことも考えられますから、こういう点はどういふふうな割り切った判断をした方がいいのか、もう少し説明してくれませんか。

○多田政府委員 先生のおっしゃる意味もよくわかるのでございませうが、私も相当突っ込んでそのところはいろいろ議論もし、研究もしているのですが、結局、メルクマールというのとはかなり抽象的なものにならざるを得ない側面があるなというふうにご考えております。

中央社会福祉審議会の方でもいろいろ御検討いただきましたが、公的部門は基本的には国民の切実なニーズに対応するサービスであって、対象者

が低所得者であるなどの理由により基本的に民間によるサービスの提供が期待しがたいもの、国民の切実なニーズに対応するサービスであって、広い意味における市場機構を通じての民間サービスの供給が十分でないものというような程度のメルクマールというところで、それ以上に余り個別具体的な基準というのとはなかなかつかれないという側面を持っているということで、現在のところ、なかなか知恵がないという感じがございませう。なお研究をさせていただきたいと思ひます。

○村山(憲)委員 ですから、そういう意味は、公的に受け持つサービスの分野が充実されていくということがやはり前提でなければならぬということとを言っているわけですから、そういうことも踏まえて今後十分検討してもらいたいと思ひます。

それから、厚生省の説明を聞いていまして、二〇〇〇年ぐらいには在宅で寝たきりになる老人が三十三万から三十七万人ぐらいになるだろうと推計されていませう。それだけに在宅サービスという分野が非常に広がっていくわけですね。

そこでお尋ねしたいと思うのだけれども、老人というのは生活環境、住環境というものが大きく変わっていくことに対してなかなか順応し得ないという要素があると思うのです。今まで長く住んでおったところに居住して、できるだけ動きたくないという考え方があろうと思ひます。ですから、これから行われるシルバーサービスというのは、老人に求めてもらつてそこでするということではなくて、老人のおるところに出かけていって、そしてサービスしていくという考え方がやはり原則としてなきゃならぬというふうな思ひます。

○多田政府委員 住みなれた場所です。できるだけずっと生活をしたいというお年寄りの希望というのは、十分理解できるわけではございませうので、できるだけそういう方向で考えたいと思ひております。

○村山(憲)委員 それは、例えば建設省の公営住宅、それからこれから新しくつくろうとする、皆さん方が考えておるケアハウスですね、こういうのも生活それから住居というものを重点にして、一般の社会人と同じような生活ができるような環境をつくっていく、そこに福祉や介護を総合的にやるようなものにしていく、こういう考え方だと思ひます。そうしますと、例えば有料老人ホームやBタイプの軽費老人ホームにおいて、そこに住んでおったけれども介護が必要になったという場合に、その介護の必要となつたお年寄りをAタイプの施設に移すというのでなくて、今住んでおるBタイプの軽費老人ホームでそんな介護が受けられるというものにしていくことが大事ではないか。これはそのケアを必要とする程度の問題もあるでしょうね。しかし、軽度で、そこへおつてもある程度努力すれば十分やれるというふうな者については、できるだけ住んでおるところで動かさずにやってあげる、こういう考え方があつていいと思ひますが、そういう点はどうでしょう。

○多田政府委員 今回のケアハウスの物の考え方というのは、全く先生がおっしゃったとおりでございませう。できるだけ生活の場というのを移さないでサービスが受けられるようにということとでこれからは考えていきたいと思ひます。ただ、先生がおっしゃったように、重度化の程度とかいろいろなものがございます。それからまた仲間との接触というふうな面からいくと、個別の住宅におられる場合にはその面がやや薄くなる、そういう側面もございまして、選択の幅をなるべく広げていろんなパターンで選択できるようなことにすることが一番望ましいことではあるというふうな思ひます。現在はやや収容型といひますか、そういうものが中心になっておりますので、もう少し在宅型を維持できるように、支えていくサービスの拡充というふうなことに大いに力を注いでいきたいというふうな思ひております。

○村山(憲)委員 今までずっと、例えばA型あるいはB型、それから建設省のやるもの、いろんな

ことを申し上げてきたわけですが、私はこういう老人の入所施設というものが余りにも類型化され過ぎていて、例えば今申しましたように、公営住宅やBタイプの軽費老人ホームにはケアを必要としない者が入る、それからケアを必要とするようになったらAタイプに変わる、あるいは養護老人ホームに入るとかということになって移されていく、こういう考え方が間違いないかと思うのです。ですから、これからのこういう施設というものは、いろんな人が入って、そして一つの社会をつくって、こういうものになることが、ある意味では二十一世紀を展望した場合に必要とされるものではないか。これまでのようにこういう程度の者はここに入る、この程度の者はここに入るというふうな類型化して分離してしまふ、そして体の悪い人が一カ所に全部収容されて生活して、こういう状況というものは、もうこれからは向かないんじゃないか。これからの施設というものはそういういろいろな人がある意味では一緒に住んでおるといふことが望ましいのではないかと、いふふうに思われるのですけれども、そこらの考え方というのはどうですか。

○多田政府委員 個々の家庭に万全の介護サービスが提供できるという程度まで介護サービスあるいは医療の体制というものが豊富に用意できるといふことであれば、それが一番望ましいかなというふうにも考えておるのでございますが、やはり資源にある程度の限りがあつたといふことは否めない、そのときにその家庭に置いておいたらかえって処遇的にはつらい状態になる方々も出てくるということもまた一部には事実だということもございまして、全くそういう形だけに頼るといふこともなかなか現実的には難しいかなというふうな思つております。したがつて、両面をにらみながら両方の体制をうまく整備を進めていくというのが、今の現実的な進み方かなと考えておるところでございます。

○村山(宣)委員 今度の法律をつくる前提として、やはり公的な部面を大事にせにやいかぬといふ意味で御質問申し上げたわけですが、今もできておりますけれども、いよいよこれからできる有料老人ホームですね、これを調べてみますと、東京都の七施設の場合に、入居する場合に取られる一時金は、平均で一人の場合には二千三百万円、二人の場合が三千万円、それから月々の利用料が一人で十二万円、二人で二十万円というふうになっております。全国における有料老人ホームの平均を見てみますと、入居一時金が一人の場合には千八百万円、二人の場合には二千四百万円、利用料は一人が入居の場合には十万円、二人入居の場合には十六万円というふうになっておりますけれども、これはこういう実態ですか。

○多田政府委員 そのように承知しております。すけれども、私がいろいろ調べた範囲では、六十五歳以上のお年寄りの中で無年金者が七十六万人ぐらゐる、それから月に五万円以下の低額年金者が一千万人ぐらゐるのじゃないかと思うのですが、そこらの推計はどういうふうになっておりますか。

○土井政府委員 無年金者の実態でございますけれども、私も、私どもは把握をいたしておりますが、国民生活基礎調査に基づいて推計をいたしますと、昭和六十二年で約七十五万人であるといふふうに推計をいたしております。それから、月額五万円以下の年金額を受給している者の人数でございますが、昭和六十二年の数字で申しますと、旧法の国民年金、老齢福祉年金等の受給者のうちでそのような者は約八百六十万人といふふうに推計をいたしております。

○村山(宣)委員 そうすると、年金受給者は何名ぐらゐりますか。

○土井政府委員 現在のところ、全体で約一千九百万人でございます。

○村山(宣)委員 そうしますと、これは若干推計が違ふ。私がいろいろ調べてもらったものでは、五万円以下の者は千五百万人おるんじゃないかと推計されておりますが、いづれにいたしましても

半数ぐらゐるわけですね。

そうしますと、今申し上げましたような低額な所得者、公的年金をもらつておる人たちは有料老人ホームにはなかなか入れないでしょう。例えば一時金を二千万円も三千万円も出さなければならぬといふことで、しかも月に利用料は十二万円から二十万円取られる、こうなると今言われたような数の所得の低い年金しかもらつていない人はなかなか入れません。したがつて、やはりそういう人を対象にした軽費の有料老人ホームというものをもちと拡大していく必要があるのではないかと私は思ふのですけれども、そういう観点からちよつと御尋ねしたいのです。厚生年金や簡易保険で直営の有料老人ホームをつくつておりますか。

○土井政府委員 厚生年金の有料老人ホームの実態でございますけれども、現在二十六カ所設置をいたしております。入所定員は千四百九十九人、実際の利用率は約九割でございます。千二百七十八人という実態に相なつております。利用料金でございますが、五万六千円から九万七千円の間でございます。大体七万円前後というのが平均に相なつております。

なお、経営状態は約七割強の十九施設で赤字になつております。そういう点で、私どもとしても厚生団に委託をしておりますけれども、厚生団の他の黒字部門でこの赤字を埋めるといふような運営をいたしておるところでございます。

○鹿島説明員 御説明申し上げます。

簡易保険郵便年金事業におきましては、加入者福祉の増進という見地から、簡易保険郵便年金福祉事業団を通じて、加入者ホーム等の福祉施設を運営しております。御指摘のお年寄りの等の御利用される加入者ホームは、現在全国で十三カ所設けられておまして、定員は六百二十人でございます。それから、利用料金は施設の内容によつて異なりませんが、単身用で月額五千円から八千円、世帯用で一萬五千元から一萬二千元という

状況でございます。

○村山(宣)委員 今言つたのは何ですか。月の利用料は。

○鹿島説明員 ただいま申し上げましたのは住居費でございます。このほか食事代等は別でございます。食事代、光熱水料は別でございます。

○村山(宣)委員 そうすると、一カ月平均でどのくらいかかるのですか。

○鹿島説明員 食事が一日三食で千四百円でございます。五、六万ということだと思ひます。

○村山(宣)委員 今説明を聞きまして、厚生年金でつくつておるこの種の施設、それから簡易保険でつくつておるこの種の施設、これは先ほど厚生年金の場合には九割ぐらゐる入居率がある、こゝ言つていましたね。私は、厚生年金に入つておる人や簡易保険に入つておる人は、こういう施設に対して大変期待が大きいと思うのです。それは、これから有料老人ホームができて、さつき言つたように相当一時金を入れなければならぬし、それから月々の利用料も高いわけですから、できればこういうところに入りたいという希望者があふえてくると思うのです。ところが聞いてみますと、何かもう十五年ぐらゐらずと新設してないといふふうな感じがするのですが、こゝいう施設については今後さらにつくつていく、ふやしていく、こゝういふ考え方があつたのか、いやもうこれ以上はつくらぬといふふうに思つておるのか、そこらの考え方をちよつと聞かしていただきたい。

○土井政府委員 厚生年金の有料老人ホームですが、先ほど申し上げましたとおり赤字経営の現状に相なつております。それからもう一つは、長期入所施設でございますので、利用できる人間が非常に限定的になつておるといふような問題がございます。従来のようなものにつきましては、これから新設していくという考え方は持つておられますが、しかしながらこれから高齢化社会といふものが到来をいたしますので、そういうような全体の状況の推移を踏まえまして、介護機能を備えたり、あるいは地域住民へのサービス機能を備えたり

ような新しいタイプの有料老人ホームにつきまして、今後検討すべき重要な分野であるというふう

に考えているところでございます。

○鹿島説明員 簡易保険郵便年金福祉事業団におきまして、最近におきます高齢化の状況等を踏まえて、都市の近郊部にありまして地域社会との交流を保ちながら老後生活を過ごせる終身利用型の新しい加入者ホームをパイロットプランとして一カ所設置することといたしまして、既に建設用地を確保済みでございます。現在その施設内容、機能等について検討しておりますのでございます。

今後のこれらの施設の設置計画については、加入者の方々のニーズの動向とか、今申し上げました新しい加入者ホームの運営のノウハウの蓄積、さらには独立採算、簡易保険郵便年金事業そのものが独立採算でやっておりますので、事業経営に与える影響等も十分踏まえまして検討してまいりたいと考えております。

○村山(官)委員 さつき言いましたように、この十五年間くらい全然新設がないわけですよ。これはどういう理由なんですか。

○土井政府委員 昭和五十年以降有料老人ホームはつくっておりませんが、厚生年金の休暇センターの一部に長期棟というような形で、部分的ではございますけれども、そういう形で他の施設の一部としてそういう機能を持たせているという形のもの、最近までも若干ずつやしてきておるところでございます。

○鹿島説明員 加入者ホームにつきましては、昭和四十三年に香川県の観音寺に設置して以来、その後は、加入者の皆様のレジャー志向とかレクリエーション志向といったような需要の変化、さらには予算の制約等もある中で、保養センターとかレクリエーションセンターというものの設置を進めてきたということでございます。

○村山(官)委員 いずれにいたしましても、さつきから言っておりますように、これからできる民間産業を主体とした有料老人ホームというものは、ある程度所得の高い人でないとなかなか入れないものになっていく可能性が有ります。しかし、入るところがなければ無理をしてそういうところに入らざるを得ない、こういうことになっていく可能性が有ります。もつとがった言い方を

して悪いのですけれども、これから政府が厚生省を主体にしてそういう健全な民間産業の分野を拡大して育成していくという方針があつて、税制上の恩典まで与えて、しかも融資までして育成していく、こうなる場合に、今言う厚生年金の有料老人ホームやあるいは簡易保険によるそういう施設や何かがあるいは簡易保険によるそういう分野が狭くなつていく、これでは市場の開拓の方を遠慮してもらつて民間の方をふやしていく、こういうことに全体的になるから、こんなものは余りつくらぬ方がいいと言つて抑制されているのではないかと、このあたりが気持ちはするわけです。

しかし、これからふえていくお年寄りの所得なんかを考えた場合に、五万円以下の方がまだたくさんおられるわけですから、そうしますと有料老人ホームができていなくても入るわけですから、こか入りたいという人がたくさんおられるわけですから、そういう人のニーズにこたへ得るためには厚生省も頑張つてもらつて、厚生年金や簡易保険の方も会員のために頑張つてもらつて、これからのウエイトを高めてやつていただく必要があるのではないかと思うのですが、そういう考え方について、これはひとつ大臣、どうですか。

○小泉国務大臣 公的福祉サービスあるいは施設に対しては、基礎的な需要に対して政府としてはできるだけの措置を講じなければならぬ。同時に、最近ではもう政府の考えの及ばない、いわゆる民間の知恵なり創意なり、あらゆる場において活発に展開されていると思ひます。いわば政府が、厚生省がやめるところまで手の届くようなサービスは、とても無理だと思つて、その点民間は、思ひがけないようなサービスを提供する場合がある。ですから、公的、基礎的な需要

に対しては政府はこれからしっかりと拡充していく。なおかつ民間の中には、むしろ自分が買つてもより高度なサービスを受けたいという層も最近かなり出ています。そういう点に対しては、民間の果たす役割というのが大きいんじゃないか。ですから、公的なものと民間というものがお互いに刺激合つて、よりよい福祉水準の向上に向かつて努力していく、これがやはり私は望ましいと思つております。

○村山(官)委員 もう時間がだんだんなくなつていきますから次に移りますけれども、今度の法案を見ますと、事業主体が第三セクターや公益法人なども想定しているわけですね。そうしますと、これは考え方として、第三セクターや公益法人を主体にしたこういう分野の事業を拡大していくこととするのか、そうでなくて、民間の企業を主体にしたものにウエイトを置いてやろうとするのか、そこらの点をひとつ聞かしてくれませんか。

○多田政府委員 この法律案の対象となる民間事業者の形態としては、株式会社、公益法人、第三セクター等で、特定の形態に限定されるものではないということになっているわけでございます。高年齢者に対して健康や福祉に関するサービスを提供するものでありますので、第三セクターや公益法人といったようなものが積極的に進出してくれることは私も大いに期待してはいるところでございます。

○村山(官)委員 これはちよつと民間の場合には無理でしょうけれども、第三セクターや公益法人などの場合、これから一番負担になるのは土地や建物だと思つて、ですから、土地や建物などを確保する場合に何らかの助成措置を考へる必要があるのではないかと、思つてはいるわけですが、こういう点はどうか。

○多田政府委員 土地取得については、有料老人ホームとか在宅介護サービスについては社会福祉・医療事業団とか年金福祉事業団の融資の対象として、あるいは第三セクターが行う場合

合はNITの無利子融資を入れるというような融資の面で応援というのは大いにやつていきたいと考えておりますが、直接的に補助するという格好は、土地が恒久的な資産でもあり、民間の資産造成になるという側面がございますので、現在のところ、ちよつと実現の可能性がないという感じがござります。

○村山(官)委員 そこで、やはり土地はなかなか難しい扱いですから簡単にいかぬと思つて、すけれども、今後十分検討してもらいたいと思つて、もう土地の取得というのは大変困難ですね。そんな高い土地を購入してつくつたつて、経営ができるものじゃありません。したがつて、私はこれらのこの種のものは、例えば既存の会館等の公共利用施設については、多目的に使えるような工夫があつていいのではないかと、思つてはいます。これは行政監察による報告を受けて厚生省の方も周知徹底の努力をしようと思つてはいますけれども、実際にどの程度実効が上がつておるのか、現状について御説明願ひたいと思つてはいます。

○多田政府委員 昭和六十一年七月に総務庁から厚生省、文部省等八省庁に対して、会館等の公共施設について既存施設の多角的有効利用の促進、また新設に当たつての複合化の推進ということに関する行政監察による報告というものが発表されているところでございます。

厚生省につきましては、老人福祉センター、児童館、市町村保健センター、母子健康センターがその対象となつております。この報告に対応しまして行つた改善措置といたしましては、多角的有効利用の促進については、老人福祉センターや児童館の本来の目的に支障のない範囲で地域住民の積極的な利用を進める。また複合化については、他施設との共用設備等の規定を設け、複合を推進するということを進めておるところでございます。

具体的な複合化の状況については、例えれば老人福祉センターにおきましては、例えば六十一年度は整備数が五十五カ所でございます

が、このうち複合設置のものが七カ所、六十二年には整備数四十八カ所のうち複合施設として整備したものの十四カ所、六十三年、四十七カ所のうち八カ所というような形になっておりますし、また児童館につきましては、六十一年、整備数二百二十カ所に対して複合整備数三十二カ所、六十二年、七十八カ所に対して二十四カ所、六十三年、六十四カ所に対して十八カ所というような状況になっております。

（栗山委員長代理退席、委員長着席）

○村山（委員） これは具体的にケースを説明してもらいたいのですけれども、どういう複合になっておりますか。

○多田（政府委員） 例えば老人福祉センターでございますと、児童館、図書館、公民館などの合築というように行われているのが多々ござい

ます。○村山（委員） 私は、これから地域のニーズに十分対応できるように多目的に活用することは非常にいいことだと思っておりますが、特にこれから児童数がどんどん減っていくと、特に東京都などは千代田区などの場合を見ましても、児童数が減って、そして校舎がずつとあいていくという状況なのがたゞさんあるわけですね。そういう意味では、多目的利用の可能性のある施設は、今お話がありましたように、それは保育所だけでなく児童福祉施設あるいは児童館、幼稚園、小中学校等々の公共施設が考えられると思うのですけれども、これはそういう意味で今申し上げましたような施設をできるだけ多目的に活用すべきだというふうにお考えになりますか、どうですか。そこらの基本的な考え方を、これは厚生省と文部省見えて

いますか、両方にお尋ねします。○長尾（政府委員） お答えをさせていただきます。児童館それから児童福祉施設の多目的利用の問題でございますが、私どもは二つの方向から多目的利用を考えてみたいと思っております。一つは、今先生御指摘のように、地域におられるいろいろな福祉を必要とするお年寄りでございます

か障害者の方ですとか、そういう方々に対しまして施設の有効利用を図っていくという観点で、最も身近な施設である保育所等がそういった対策に乗り出すということの一つの方向として考えておるわけでございますが、もう一方の方向といたしましては、児童自身のために、地域社会の中で児童が暮らしておるわけでございまして、地域社会のさまざまな活動の中にこういった児童福祉施設の活動がジョイントしていくことも必要なのではないか、この二つの面があるのではないかと

思っております。そういう方向を進めたいと思っております。○伊田（説明員） 文部省の施設助成課長でございますが、児童生徒の減少に伴い発生いたしました空き教室の利用の問題でございまして、余剰教室の利用につきましても、学校教育の多様化に伴いましていろいろ必要となつてまいります。特別教室とか、最近ではいわゆる多目的スペースというようなものが必要でございまして、そういうようなものに使用が必要でございまして、文部省といたしましては、原則として可能な限り学校教育施設に利用するというように指導している次第でござい

ます。先生のお話は、例えば子供数がなくなつてい

るので、児童生徒がかつて増加していた時期に

るので、保育所等であき部屋がある場合にそれを

は、つい最近までございまして、大変多くの普通

におきまして、そういう観点で保育所の一部の部

は、つい最近までございまして、大変多くの普通

屋を利用いたしまして、簡易なデイケアセンター

といたしまして、託老所的な活躍をしていただい

ておるところがあるようございまして、そのお話を

聞きますと、お年寄りといふ子供さんの交流という

面、またその地域の方が保育所について関心を

持つていただくという面で大変いい結果を生んで

おるようございまして、こういう方向というのは、

は、確かにおっしゃるよう一つの方角として考

えていくべきだと思っております。また、さつき申し上げましたもう一つの観点からいいますと、保育所の施設の機能強化費とい

う、言葉は大変きつくて恐縮でございまして、保育所が保育所の中の子供の措置といひますが、そういうものの処遇だけではなくて、地域のさまざまな活動の中に保育所の活動をジョイントさせていく、そういうような面も今回の予算の中で実は実現をしておるわけでございまして、老人福祉施設に保育所と交流を持ってい

きものと考えている次第でございまして、けれども、一般的に申し上げると、小中学校の校舎の場合、補助金で建てられる場合が多いわけでございます。補助金で建てられました校舎につきましても、これは他に転用する場合には、法律の規定に従いまして財産処分ということで許可の申請があるわけでございまして、その際におきましては、そういういろいろな個々のケースにつきましても、その財産処分の内容とかその理由とか方法等十分勘案いたしまして、具体的なケースに対応しまして、やむを得ないと認められる場合について承認をしていく、そういうことが実態でござい

以上でござい

○村山（委員） 財産処分の手続がどうのこのう

じやなくて、これはよく知つていますよ、それぞ

れ違ふのだから、簡単に勝手にほかの目的に使う

ということは、難しいことはわかつていますけれ

ども。ただ、考え方として、教育施設を、子供の

教育に支障のない限り、逆にまたプラスになる面

もあるかと思うのですが、活用していくというこ

考えていくべきであらうというふうに考えております。それと同時に、複合化することによりまして、例えばグラウンド等の面積が拡大できる等、いわゆる学校教育活動に有益な効果が生まれるといったようなことが望まれるところでございまして。したがって、学校施設と他の施設との複合化の計画に当たりましては、いわゆる施設計画面あるいは管理運営面等におきまして、特に学校の教育活動に支障を来さないというふうな観点に立つて慎重に検討すべきことではなからうかというふうに思います。

先ほどの御質問、東京都の中央区の第三中学校の改築のことだろというふうに思うわけでございましてけれども、この詳細につきましては現在東京都教育委員会にいろいろお話を伺っているところでございます。その具体的な内容等については十分お話を聞きまして上で考えていきたいというふうにしていくところでございます。

以上でございます。

○村山(憲)委員 考え方として、例えば今までは単に子供の教室があったり保健室があったり、それから体育施設があったりなんかするだけですね。しかし、これだけ地域的にコミュニケーショが必要で状況とか、あるいは土地が高くてなかなか入地できないとか、いろいろな社会的条件の変化に応じてもっと地域のニーズにこたえていく、こういう意味でいろいろな多目的に使えるような施設をつくっていくというところは、先ほど長尾局長からもいい御答弁がありましたけれども、私は必要じゃないかと思うのです。だから、学校もむしろ生きた福祉教育をするというふうな意味では、活用の仕方によっては大いにプラスになるのではないかと、大事ではないかと思うのですけれども、そういう考え方について文部省は一体どういうふうにお考えなのか、そこをちょっと聞いておきたいと思うのです。

○勝山(憲)委員 学校施設につきましては、さまざまな立地の中で建物が存在しているわけでございまして。東京都のような土地の確保が非常に難しい

というところの土地、あるいはその中で児童生徒等が減少するといったような形態の中でいきますと、いわゆる学校そのものにつきましても本来地域の活動の中心的存在であらうというふうに理解しているところであります。そういった中で徐々に生徒児童等の減少に伴いまして、それが本来の目的の教育ということと地域活動への貢献という立場からいって、必ずしもその目的が果たされないといったような状況になるとしますと、これはやはり何らかの形で地域に貢献するような形態を今後とも考えていくべきであらうというふうに考えているわけでございまして。したがって、そういった立地上の諸条件においては複合化も当然積極的に取り組むケースもあり得るというふうに御理解いただきたいと思うわけであります。

○村山(憲)委員 私は、これから新規につくる場合も、あるいは今ある空き教室などの活用についてちよつと工夫をすれば、もつと地域のニーズにこたえ得る、しかもそれは子供の教育にもマイナスにならないということもあり得ると思っております。むしろ、むしろこういふ面は我々ももつと積極的に推進していくという考え方でもって臨んでいただきたいというふうに思うのです。

それに関連して、例えば福祉の実践的な教育をするという意味では、普通の小中学校の普通学級に障害児なども一緒に混在させて教育することがいいのではないかと、あるいはこの意見になつていきますし、むしろ障害児の方の父兄もそういう点を望んでいるという声もたくさん聞かれています。現状はこういう考え方でも進められておるか、あるいは停滞しておるか、あるいはむしろ現状としては後退しておるか、そういうところについては今どういうふうになっていきますか。

○鈴木(憲)委員 答えします。

心身に障害のある児童生徒につきましては、その心身の障害の状態に応じて盲聾養護学校等の特殊教育諸学校あるいは小中学校の特殊学級等においてそれぞれ適切な指導を行うということで、必

要な条件整備等を行ってきるところでございまして、特殊教育諸学校並びに特殊学級の整備に力を注いでいるというふうなところでござい

○村山(憲)委員 特殊学級や特殊教室をつくるのじやなくて、私は、程度によれば、むしろ障害児も普通学級に含めて、そしてお互いに理解し合い、かばい合い、助け合つてやるような実践的教育の場があつていいのじやないか。むしろそれは今後十分考えていくべきことではないか。おまへは体が悪いから特殊学級に入れていく、特殊学校の方に入らせるといふのではなくて、普通学級の普通学級に健全な子供と一緒にそういう児童も入つて教育を受けられる、あるいは一緒に遊べる、こういうことにする方がむしろ福祉等に対する実践的教育になつてプラスの面が多いのではないかと、そういうふうに思うのですけれども、その現状はどうなつていきますかと聞いています。

○鈴木(憲)委員 心身障害児の教育につきまして、先ほどのような考え方でも進めておりますけれども、そういう心身障害児につきましても社会性を養うとかあるいは好ましい人間関係を育てるといった目的、あるいは一般の子供たちに対して心身障害児に対する理解、認識を深める、そういうことにつきましても大変重要な課題であるというふうな考え方でも進めて、特殊教育の諸学校あるいは特殊学級の児童生徒と通常の学級の児童生徒との交流の機会を積極的に設けたいというふうな考えでも進めて、これまでも小中学校を対象にいたしまして心身障害児の理解推進校を指定をして交流の機会を設けたり、あるいは各小中学校におきまして教員が一般の児童生徒を指導するために必要な指導資料の作成、配付、そういったものに力を注ぎまして、交流教育の充実に努めているところでございます。

○村山(憲)委員 もう時間がありませんからこれでやめますけれども、その点は施設の面から、それからこれから教育を考へる場合の内容の面から十

分検討に値する問題ではないかというふうに私は思いますから、そういう意味で御検討いただきたいと思うのです。

最後に、まともとしてお尋ねしたいと思うのですけれども、なかなか私、頭の中でも割り切れない面がたくさんあるわけけれども、公的な受け持つ役割と民間企業に受け持つ役割とをどうにか截然とした部分があるわけですね。問題は、この種の消費者というものはやはり社会的に非常に弱い立場にあるというふうに思われるわけですから、ですから弱い立場にある消費者のサイドに立つて、そのニーズにどうこたえていくかということについては、民間企業については社会的責任を自覚してもらつたとか、これは単なる収益事業とは違ふんだというふうな面を十分踏まえてもらふとかということが大事であると思うのだけれども、そういうことについてのこれからの方策は一体どうするつもりなのか。

それからもう一つは、消費者の立場を保護する、守つていくということからすれば、正確な情報を提供するか、あるいはチェック機能を十分果たして監視ができるというような組織というものもこれから考えていく必要があるのではないかと。そうでなければ、野放しにやられたらこれは逆にお年寄りが食い物にされる、こんなことだつて起こり得るのではないかと、こういう気がしますけれども、そういう消費者を保護する立場に立つたこれからの方策というのは何か考えていますか。

○多田(憲)委員 私どもも、質の確保、良質なものが豊富に供給されるようにするということが大変大事なことだというふうに考えております。民間団体といたしましてシルバースター振興会というのにシルバースターに携わる業界の方々がある結果していただきまして、そこで自主規制路線というものをしっかり打つていただく。また役所の方は、その団体を通じての指導という面でガイドラインというものを示す。それを受けてその業界では、シルバースターと称しておりますけれども

も、ある程度質の確保されたものに団体としての認知を与えたような形でそのマークを制定するというようなことで、消費者が安心して利用できる商品を容易に選択できるような方向に今全体進めつつあるところでございまして、今後とも指導及び自主規制という路線で、情報提供にも十分留意しながら対策を推進してまいりたいというふうに考えております。

○村山(憲)委員 最後に、ひとつ厚生大臣の決意を聞いておきたいと思うのですが、さつきからずっと議論しておりますように、介護を必要とするお年寄りがふえていく、こういう高齢化社会に対応して、そうした社会的ニーズにどうこたえていくか。しかも、そのこたえていくものはできるだけ質のよいサービス、もちろんこれは量も拡大されていくわけですから、質的、量的に十分ニーズに対応できるような行政の取り組みというものが必要であるというふうに思うのですけれども、そういうことに対する厚生大臣のこれからの任務というものは大変大きいと思うのです。それに取組む決意を最後にお聞きして、終わりたいと思います。

○小泉國務大臣 今いろいろな御意見を聞かしていただきまして感ずることは、やはり民間の福祉施設なり福祉サービスに対する関心の高きというの、日本国民全体のこれからの高齢社会に備えて国民の関心もそこに集まっているところから来ている面が多いと思います。これがひいては量のみならず質をどうやって高めていくか。この質の向上のために、公的な部門とあるいは民間の入る余地、役割というものをうまくかみ合わせていく必要がある。ですから、民間のいろいろな知恵なり工夫なり新しい試みなりというものを正しい、あるべき方向に指導していくのはもちろんでございますが、そういうものに刺激されながら公的な部門の基礎的な事業の充実に政府としては懸命の努力を続けていくべきだ、そういうふうな考えております。

○村山(憲)委員 終わります。

○丹羽委員長 この際、暫時休憩いたします。
午前十一時五十八分休憩

午後一時四十六分開議
○丹羽委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。伏屋修治君。

○伏屋委員 最初に、厚生大臣にお尋ねをしたいと思いますが、天命を知る五十歳に達した厚生省が、民の生活の質を厚くすることを意味する厚生という言葉の原点に立ち返って、新たな一歩を踏み出すときが来ていると思うわけでございすけれども、大臣の決意を伺いたいと思います。

○小泉國務大臣 五十周年を迎え、今や人生五十年時代から八十年時代を迎えて、いよいよこれから長寿社会にどのように対応していくかという大変大事な時代に来ていると思いますが、これから長生きをすればいいということじゃなくて、長生きをどうやってお互い喜べるような社会にするか、こういう面につきまして年金とか医療とか福祉面、さらに一層の充実を図るべく今後とも真剣に取り組んでいきたいと思っております。

○伏屋委員 今までは福祉というと、何かお年寄りや身障者などに限られた、こういうイメージが強かったわけでございすけれども、私たちの身の回りに関して医療とか年金、介護など、どれをとっても例外ではないわけで、今や福祉というのは重要な社会的な制度になり、日本は福祉新時代を迎えた、本格的な在宅ケアを必要とする社会となった、こういうふうな考えるわけでございす。今後高齢化社会に向けての課題というものは非常に山積していると思ひますけれども、今大臣の決意の中にもございすけれども、今後に予想される重要な問題、そういうものをもう一度決意とともに御所見を伺いたい。

○小泉國務大臣 いろいろやるべきことはたくさんあると思ひますが、当面最も重要と思われるものにつきますと、まず年金、これはやはり将来

揺るぎない安定した制度を構築していかなければならない。また職を離れた後、一定の所得が保障される所得保障という重要性を考えてみても、大変重要であり、なおかつ国民が大きな関心を持っているところだと思ひます。そういうことから、こしは年金につきましては改正法案を今提出しておりますが、年金の受給者が将来今から三倍にふえる。しかも、お年寄りがふえるのみならず、年金を受ける期間も長生きの時代でありまして、年金を支えていただく若い世代の人口構造を見ますとほぼ横ばいという観点を考えまして、この年金制度というものを揺るぎない安定したものにしていくためには、時間をかけて、十分な準備期間をもつて、現在の六十歳支給を六十五歳で支給するように、二十二年かけて改革をしていくという案を提出しているところであります。

また、さらに医療の面におきましても、これからは単に長生きすればいいということじゃない、長生きを喜べるようなそういう健康面からも配慮していかなければならない。医療供給体制とか、そして病気になる場合の医療を受けられる医療保険制度の改革等、これも来年度に向けて重要な課題が待ち構えている。

さらに、お年寄りがふえるということによつてますます在宅のサービス、また寝たきり老人に対します施設サービス、これも拡充していかなければならない。各般の施策があると思ひますが、当面としては年金、医療、さらに在宅福祉サービス面におきまして格段の充実を図っていかなければならないと考えております。

○伏屋委員 今までの福祉政策というものは、どちらかといいますと事後策が多かったという嫌いがあるわけでございす。軽費老人ホームあるいは特養ホームにいたしまして、その必要に迫られてそういう対応をとってきた、こういう感が免れないわけでございすが、まあこれからの時代ということはこういうような後追いではなくて、やはり厚生行政としても先取りをしていかなければ

ばならないのではないかと。そういうことから本法案を見るときには、そういう先取り的な要素が非常に強い、そういう面では評価できると私は思うわけでございすけれども、こういう先取り行政ということに対しての大臣のお考えをお聞きしたいと思ひます。

○小泉國務大臣 先ほど午前中の議論の中にもありましたが、これからの福祉水準を向上させるといふことに対しては、単に厚生省、政府のみならず民間企業も非常に大きな関心を持っていると思ひます。そういう面から今回、現在御審議をいただいている法案等、公的サービスとそして民間の私的サービス、これをいかにうまく組み合わせ、かみ合わせてより水準の向上を目指していくかということ、いろいろな民間の新しい試みなり、あるいは工夫なりを参考にしていかなければならない。同時に、やるべき基本的な基礎的な需要に対しては、公的な面からいろいろな施策の充実も図っていかなければなりませんが、要は人間として、また高齢者も元気でいてもらうという、先取りといひますが、若いうちから長寿を喜べるというためにはまず健康でいてもらうなければ困るということ、私も就任以来、医療サービスあるいは薬のいろいろな安全性とか新薬の開発等重要なございすが、それ以上にもっと重要なのは、国民の一人一人が健康に関心を持っていたらきまして、いわば若いうちから、また高齢になつても元気でいてもらうために、適切な食生活とそして適度の運動、十分な休養というこの健康三原則というものが十分に関心を払ってもらう。みずからの健康はみずからの手で守るんだといううな気持ちを持って、その上に医療なりのサービスも受けられるような制度に持っていくということによつて健康への一層の増進が期待されるのではないかと思ひまして、私自身も健康の基本である、昔から医食同源と言ひますが、食生活の重要さというものをできるだけ国民の皆様方に関心を持ってもらうような啓蒙活動についても今腐心をしています。

合には合衆というような方法を講ずるとか、いろいろと工夫をいたしまして、ぜひとも大都市、都心部の方にもこういうものが推進できるように指導してまいりたいというふうに考えております。

また、この法律の施行に当たっては、建設省初め関係省庁とも十分連携をとって、そういう促進の方向を考えていきたいというふうに考えております。

○伏屋委員　本法案の目指すところのものを實現するために、一番のネックになるのはやはり土地の確保じゃないか、都心部あるいは大都会周辺であれば、そういう面からしても、今お答えがありましたように建設省とか、横の連携はとる必要があると思いますけれども、都心部におきましては、これから就学適齢の人がだんだん少なくなってくる。こういうことになってまいります。

と学校があとでくる。もう既に東京の着心音がおきましては、学校の過疎化というものが始まつておるわけでございまして、そういう面から考えますと、今後そういう都心部における、いわゆる学校の施設を利用する。中学校でいうならば大体六千坪ぐらいの敷地がありますし、高等学校でいうならば一万坪ぐらいの敷地があるわけでございまして、そういうものを活用して、そういうところ面的なこういうコミュニティというものを

考えていくべきではないだろうか。そうなれば一番問題になるのは、やはり文部省、教育委員会との横の連携、そしてまた大都市ですと、面的な広さというものを求めることが不可能であるとするならば、やはり高層化というものも考えなければならぬ。高層化ということになりますと、いわゆる建築物の容積率の緩和、これは建設省に関係してくると思いますし、また大企業がかなりの施設を持つておるわけでございます。そういう大企

業の施設をうまく利用して、こういうような安んじて生きがいを持つて暮らせるコミュニティというものを考えるべきではないか。だから、そういう横の連携をどのようにこれから積極的に推進していくか、その辺のお考えをお聞きたいと田

います。

○多田政府委員 今先生お挙げになられましたような例を見ても、確かに各関係省庁十分連携した上で進めなければならぬ部分が多々あると思っております。私どもとしても推進方について、実はこの法案を策定する段階でも、いろいろな面で関係省庁と連携できるところを協議対象として、基本方針の協議という協議先に関係省庁というのを加えておりました、そういうことでお互いに力を合わせてやっていくというふうな話し合いもしておるところでございますので、今後ともその方向で努力をしてまいりたいと思っております。

○伏屋委員 これは今後の高齢化社会に対応するところの安心と生きがいのまちづくりということですから、関係省庁よりも一歩めきんで、厚生省がそのイニシアチブをとりながら、世論を喚起しながら、横の関係省庁が理解を示す、そういうような方向をとらないと、従来の日本の縦割り行政からいいますと、その都度その都度の問題点解決というものは非常に難しい面があるのではないかと、だから、そういう面からは厚生省がイニシアチブをとって、このコミュニティ実現のために大いに頑張っていただきたい、このことをお願いしておきたいと思っております。

次の問題ですが、ハードの面ではなくてソフト面から考えますと、そのコミュニティを受け取る人間集団である以上は、やはりそこに構成する一人一人の人間性、なかんずくリーダーになるような人の人間性が問われるのではないかと。そういうリーダーのあり方、あるいはリーダーをどう養成するか。今までのいわゆるカルチャーセンター等々の内容を見てみましても、肩書きがあり識見のある人がリーダーになっても、その人の人間性が非常に難しい人、いつもぶつ文句を言っておるような人のときには、そのカルチャーセンターの講座というものは閉じざるを得ないという実情があるようにございます。それに反しまして、非常に愉快な方で多くの人を引きつけるよう

な方がリーダーになりますと、その講座は非常に人気がある。こういうようなことを考えますと、お年寄りの方々が人間対人間というもののきずなを深くして、感銘を深くする、感激する、生きがいということから考えますと、そういうようなコミュニティというものを想定されておると思うわけです。そういうことから考えますと、やはりリーダーのあり方というものが非常に重要なものになってくるのではないかと、このように考えますが、その辺のあり方と、それから養成等々、お考えがありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

○多田政府委員 高齢者の方々の中には、これまで培ってきた豊かな経験、知識あるいは技能といううようなことを生かして、みずから指導者として活躍できるといような方々が多数存在している。そういう方々がこれから積極的に指導者として活躍していただくということが、社会の活力という側面から非常に重要なことではないかというふうに考えております。ただ、その人間的魅力、資質といううようなところにつきましても、容易に変わるとかといううようなことはなかなか難しいかと存じますけれども、やはり人を指導したり教えたりというときには、それなりの一つのやり方といえますかそういうものがあつて、それによればかなりの程度指導がうまくいくといううような側面もございまして、やはり研修といううようなことはかなり大事なことだといふふうに思っております。

私も、高齢者の生きがいと健康づくり推進事業というので、県段階でそういう研修事業をやったり、また市町村においては、そういう高齢者の指導者たちを積極的に活用して、輪をつくっていくといったようなことを考えておりました、こういうものを通じて、おっしゃるような方向の政策の推進を図ってまいりたいといふふうに考えております。

○伏屋委員 クオリティー・オブ・ライフという新しい言葉があるわけでございます。ノーマライ

ゼーション等々、厚生白書の中にも見られる言葉でございますけれども、質の高い人生というふうな解釈してよろしからうと私は思うわけでございまして。このことに関しましては、個人の問題ではないかと私は思うわけでございしますが、やはり個々の方々がいかに質のよい人生を送るのか、こういうことがクオリティー・オブ・ライフだと思っております。そうなりますと、まず、個人の生活は価値があるけれども、そういう方が自分の人生は価値があつたぞ、こう振り返ることのできるようなコミュニティをつくらなければいかぬ、環境をつくらなければいかぬといふふうなことを考えるわけでございしますが、そういうような環境整備計画、どういふ具体的な計画等を持っておられるのか、お聞きしたいと思います。

○多田政府委員 高齢者が健康で生きがいを保つて安心して生活できる地域社会というものを、つくりたい、その一助として今回の法案を活用していくというところでございしますが、これにとどまらず、今年度二十カ所の予算計上をいたしました。市町村あるいは都道府県がマスタープラン的なものを一つつくって、そこで高齢者が生き生きと生活できるようなまちづくりを構想していくといううようなことを促進することも考えておりました、今後さらにそういう方向を拡大して、全国でできるだけそういう地域がふえてくるように指導をしてまいりたいといふふうに考えているところでございます。

○伏屋委員 そういう面から考えまして、諸外国のお年寄りというものを念頭に置きながらのまちづくりというものの現況等々、わかれば例を挙げて一週御説明をいただきたいと思っております。

○多田政府委員 外国でもいろいろあるかと思ひますが、よく例に挙げられておりますもので私も承知しておりますのは、アメリカにおいてはアリゾナ州のフェニックス市の郊外にサンシティーというのがございます。この町は民間企業によってレクリエーション施設等を核として住宅開発が行われたといふような性格のものでござい

まして、全米各地から六万人を超える高齢者が集まって生活を送っているといふふうに承知をいたしております。また、スウェーデンはよく例に挙げられますが、例えばストックホルム市の郊外のリディングという市にヒューグセトラ団地という団地がございます。これは高齢者だけを集めるというやり方ではございませんで、多世代の方々が集まって生活を送っている。その中に高齢者のためのサービスハウスあるいは病院、カルチャーセンター、スポーツセンター、学校等が一体的に整備をされているといふような形の整備が行われていると承知しております。

○伏屋委員 アメリカ、それからスウェーデンの例を挙げられても、私もそれを内容的には読みましたけれども、どちらかというと問題点も中に包括されておると思うわけでございまして。アメリカの方のサンシティーということから考えますと、やはりそこはお年寄りばかりの町であるといふようなこと、そこに問題点があるわけですね。今の法案は、どちらかというとそういう老人だけの町を想定しておらないわけです。また、スウェーデンの方は中産階級を対象というところで考えておられるようでございまして。この促進法はどの対象を想定して考えておられるのか。今までの例を挙げられました中の問題点等々がありましたら、また御指摘されてほしいと思ひます。

○多田政府委員 今先生のお話にありましたように、サンシティーのように一定の年齢の方だけが集まってしまうといふような町はやはり常態ではないであらうといふふうに私も思っております。多世代がやはり一緒に生活をする町、こちらの方を志向していくべきではないかといふふうに考えております。したがって、この法案での促進の場合にも、基本的にはそういう構えで進めてまいりたいといふふうに考えております。

○伏屋委員 今後この促進法が想定するまちづくりといふことになってまいりますと、やはり大都市と地方都市あるいは都市と農村という地方間の格差を考慮しながらまちづくりを考えなければなら

らぬ。現在二十カ所のマスタープランというものを考えておられるようでございますけれども、こういうような地方間の格差というものを考慮しながら進めるとすると、基本的にどういうような面にお考えを持っておられるのか、お聞きたいと思えます。

○多田政府委員 モデル事業でございますが、各地域なるべくいろいろなパターンで、二十カ所の地域でそれを遂行していただきたいと思っております。今各県、市町村からヒアリングをやっております。大体それも終わりましたけれども、都市部的なところもございますれば農村部的なところもございます。あるいはリゾート的な感じのものもございます。かなりばらつきのある、いろいろなパターンが出てきておりますので、私どももそれぞれをよく勉強させていただきながら、共同でいろいろな知恵を出していくという形で今進めておるところでございます。間もなくその地域の指定も具体的に詰めて決定していきたいと考えているところでございます。

○伏見委員 これからまちづくりを考えるときに、やはりバラエティーに富んだものが要るだ、今御答弁あったとおりだと私も思います。先ほど大臣にお尋ねしましたふるさと創生という立場に立つても、そういうまちづくりというものは自主的なもの、自主性に富んだものでなければいかめしい、個性的な町でなければならぬ、こういうことを思いますので、一層の御努力をお願いしたいと思いますが、現在厚生省で整備目標というものを持っておられたら、ちよつとお聞かせいたいただきたいと思ひます。

○多田政府委員 全国的に見ての整備の数ということになりますと、この法律に基づく事業につきましては、地方公共団体とよく協議をしながら、民間事業者が主体となつて計画をするという姿になつておりますので、国が目標値を定めて何カ所、どこでやるというようなことを示すのはいちよつとなじまないかと思つております。今二十カ所の方で自治体が主導権を持つて計画してお

りますものにつきましては、とりあえずまずモデル的なものとして二十カ所を選択して、その状況を見ながら、全国的にどういうふうな物を考えていくかということをもた考えてみたいと思っておるところでございます。

○伏屋委員 具体的にはお聞きいたしませんけれども、これから住宅そのものについても、いわゆる従来型ではなくて、やはり時代に即応した、高齢化社会に即応した柔軟な住宅対策というものを考えなければならぬと思いますが、厚生省では住宅に対してはどういうような考えを持っておられますか。

○多田政務委員 高齢化社会を迎えまして、同率の低下などが進む可能性はあると思っておりますから、ひとり暮らし老人あるいは高齢者のみの世帯の数が増加してくるというようなことも念頭に置いて、高齢者のための住宅あるいは住まいの環境整備ということは重要な課題であると認識をいたしております。

それで、今住宅問題は基本的には建設省ということにはなるわけでございますけれども、建設省においては高齢者向けの公営住宅等の整備が行われていてということ、厚生省といたしまして、この建設省の高齢者向け公営住宅というものに協力をいたしまして、福祉サービスと公営住宅とがうまく組み合わさったようなシルバークロージング計画のモデル事業を今ともに推進をしているというような形でございます。

また厚生省といいたしましては、従来から軽費老人ホームというものを推進している、あるいは高齢者住宅整備資金貸付制度ということで市町村からの融資といったようなものも進めておるところでございます。また、平成元年度からは、緊急時の対応や食事、入浴機能に配慮しつつ、住まいとしての機能を重視した新たな型の軽費老人ホーム、ケアハウスと称しておりますけれども、これを整備することによりましておるところでございます。

○伏屋委員　まだお尋ねしたい問題があるのです

けれども、時間も迫ってまいりましたが、この促進法には介護福祉センターという在宅介護のサービスセンターがあるわけでございますが、これが公的でなく民間の事業として考えておられるようでございますが、果たしてそれがそのとおりになり立つのかどうか、また、これを行政としてどのようにバックアップしていくとお考えなのか、お聞かせいただきたいと思います。

Ｃ多田政府委員　介護センターについてでございますが、在宅介護サービスあるいは在宅入浴サービスにつきましては、現在民間事業として実際に少し動いているところがございます。これから有料老人ホーム等と一体的に整備されて、この法律による支援措置が講じられるというような策が講じられますと、民間事業としては十分成り立つものではないかというふうには思っております。

なおこの法律に基づく在宅介護センターについては、地域の実情にに応じて、市町村による公的な在宅福祉サービスの委託先ということと、そこを通じて市町村の福祉サービスの一端を担っているというようなケースも想定されまして、そういう意味では経営的には安定感のある運営も可能ではないかというふうに考えているところでございます。

○伏居委員 在宅介護がこれから重視されればされるほどボランティア活動というものが積極的に推進されなければならないと考えるわけでございますが、そのための方策等々具体的にお考えでございますか。

それとあわせまして、厚生省と労働省の間で、そういうボランティアのいわゆるホームヘルパー、この方の身分についていろいろ意見の食い違いがあるように聞いておるわけですが、あわせてお答えいただきたいと思います。

○小林(功)政府委員　まず、前段のボランティアの振興について、私からお答え申し上げます。よく言われることでございますが、活力ある福祉社会は、各種の公的施策にあわせまして、社会連帯の精神に基づく住民の福祉活動への自発的参

加といふことがあって初めて実現するものではないです。そういった意味から、ボランティア活動の育成振興には今までも大変努力をしてきたつもりでございます。厚生省といたしまして、こういふ観点に立ちまして従来からボランティア活動が地域社会で永続的に、しかも自主的に展開できるように、その基盤となる人的、物的諸条件を整備を行ってきたところでございます。

小、中、高校を対象にいたしまして、学童・生徒のボランティア活動普及事業というものを実施しております。また、昭和六十年度的からはボランティアの育成、登録、あつせん、組織化等々を行う福祉ボランティアのまちづくり事業というものを実施してきたところでございます。平成元年度予算におきましても、予算の大幅な増額を図つたほか、新たに、例えばボランティアリーダーの養成研修、あるいは全国ボランティア大会の開催といった新しい事業も盛り込んでいるところでございます。

民の福祉活動への参加をさらに積極的なものにするために、ボランティアの自主性を損なわない範囲内でボランティア活動の条件整備という面に努力をしてまいりたい、このように考えております。

○多田政府委員　労働省の方で労働者派遣法の適用対象業種としてホームヘルパーを考へるやの意向を聞いておりますけれども、ホームヘルパーの事業といふのは、三十年代から既に市町村にあるいは市町村社協その他で幅広く行われている事業でございまして、これが法的に禁止事業であるというようなお話は私どもとても了解できる話ではないというところでございますし、また、この労働者派遣法の形態といふのは、派遣先の事業所の指揮命令を受けてその仕事に従事するとうような構成になっておりますが、要介護者のところにお邪魔をして、その要介護者の指揮命令を受けて仕事に従事するというような性格のもので

はなくて、ホームヘルパーというのとはもつと自立を促進するために派遣をしていく、そういうような性格のものでございますので、労働者派遣法というものの禁止業種である、そしてそれを例えれば政令で解除していく性格のものであるというふうには全く理解をしていないわけでございます。

○伏屋委員 厚生省の方も、しっかり頑張ってください。いろいろこれからそういう意見の食い違いがあると思いますけれども、今後の高齢化社会を考えれば、やはり厚生省がイニシアチブをとっていかねばならぬ、こういうように思いますので、しっかりと頑張ってもらいたいと思います。

次の問題でございますが、この促進法が成立しないと第三セクターのための地方公共団体の補正予算に間に合わない、こういう声もあるわけでございますが、現在の程度今年度中に整備計画が提出されると見込んでおられるのか、お尋ねしたいと思ひます。

○多田政府委員 関心を寄せていろいろお話が来ておりますのは相当数に上っておりますけれども、元年度において実際に認定申請が出てくるかなというの、今のところ二、三カ所程度ではないかというふうに思っております。

○伏屋委員 今後PRの問題等々もあるだろうと思ひますけれども、この特定民間施設についてどの程度民間企業を引きつけ得るかということにつきましては、まだ非常に疑問があるところでございます。そうすると、公的な施設といわゆる純粋に企業的な施設との中間の、どっちつかずのコミュニティになっていくのではないかな、こういう心配を持つわけでございますが、そのあたりはどうお考えですか。

○多田政府委員 この事業につきましては、その性格上、大変大きな利益がここから生まれるというような性格ではないことは、おっしゃるとおりでございます。ただ、それでは採算がとれない、とても成り立たないような事業かと申しますと、

この法律に基づく支援措置が行われて、公的な指導のもとで適切な運営が行われるというふうなことであれば、十分に民間事業としても成り立つというふうな考えをしております。現に民間企業の参入の希望といえますか、そういう意味での御相談といったようなものも今のところかなりの数に上つて来ているような状況でございます。

○伏屋委員 この高齢者に配慮したまちづくりというのは、マスタープランに対する補助といわゆる健康整備の促進の事業という二つの面での税制あるいは融資、こういうようなことでやっておるわけでございますが、マスタープランというのは大体地方公共団体が立てる、それに対して補助をつけるというふうなことになるまいかと、やはり民間業者というものが自由に浮いてしまふのではないかと。そうすると、公的施設の適切な役割分担のもとという形で民間企業の参加が積極的に進められないという懸念も持たれるわけでございますし、何か絵にかいたもちに終わってしまうのではないかと、こういうふうに私は心配をするわけでございますが、そのあたりの御答をお願ひしたいと思います。

○多田政府委員 本年度のマスタープランの補助に当たりまして、公的な施設だけの計画でなく、民間の計画とうまく組み合わせた格好でこれからあるべきまちづくりのモデルといったようなものをできるだけ構想してほしいということに指導しております。そういうものの組み合わせがどういうふうになるかというのを、そのモデルなんかを通じて十分我々も検証しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○伏屋委員 大臣にお尋ねしたいと思ひますが、内閣の広報室の世論調査によつても、老人福祉サービス、いわゆるシルバーサービスというのについては、公的老人福祉サービスを中心に充実させるべきであるという世論が三七・八%あるわけでございます。そういうような状況から、我が国のこのような状況を踏まえて、老人福祉につい

てはもつと公的な施策の充実がウエイトを置くべきであると思ひます。そのあたり、大臣の御所見をお伺ひしたいと思います。

○小泉国務大臣 高齢社会になりまして、高齢者の福祉サービスに対する需要というものが大変多様化し、また高度化してくるのじゃないか。そういう面から公的な在宅サービスあるいは福祉サービスの充実ももちろんでございますが、民間企業も今後こういう福祉水準の向上に自分たちの役割は担うものかということでも大きな関心を寄せていると思ひます。また、個人のお年寄りにとりましても、普通の福祉サービスに飽き足らないという方も最近大分ふえてきた。そういうものに関して民間がいち早く目をつけて、よりきめ細かなサービスをどうやって提供できるかということについて、いろいろな企業が最近考え始めているのじゃないか。ですから、公的な、基礎的な福祉サービスについては、これから政府としてやるべきことはたくさんあると思ひますが、同時に民間の知恵なり新しい発想というものが我々の考えの及ばないところに出てくるかもしれない。また、個人もそういう高度の福祉サービスというものをみずから買つても受けたらいいという人もいろいろ出てくるようにあります。そういうことから、公的な面と民間の企業の役割がお互いに刺激し合いながらうまくかみ合っていくことによつて、日本全体の福祉水準の向上に役立てられればというふうに考えております。

〔委員長退席、高橋（辰）委員長代理着席〕
○伏屋委員 促進法については以上で終わりたいと思ひますが、まだ四分ばかり時間があつたように思ひますので、私どもの党が要求しまして実現をいたしておるところの、いわゆる福祉の三本柱であるホームヘルパーの増員、ショートステイ、それからデイサービス、これをそれぞれふやすというところについて政府との間に合意ができておるわけでございますが、その進行状況は一体どうなつておるのか、また三年後にそれが達成できるかどうか、その辺をお伺ひしたいと思います。

○多田政府委員 在宅福祉対策の三本柱ということで家庭奉仕員派遣事業、デイサービス事業及び在宅老人短期保護事業というものの緊急整備を図るということについては、我々も真剣に取り組んでおるところでございます。平成元年度の予算におきましては前年度の倍の予算を確保いたしました。今その実施方を督促、促進を図つていくところでございますが、地方公共団体の受け入れ能力その他問題は非常にたくさんございます。しかし、何とか家庭が利用しやすい条件整備もやり、自治体の方にも、補助率の引き上げもホームヘルパーについてやったりいろいろなことをやりますので、何とか目標のとおり推進をできないかというところで拍車をかけているところでございます。

今年度の実績ということでございますが、まだ実績はちよつと御報告できるような状況にございません。今、各県の要望を取りまとめている段階でございますが、当初の目標に向かって実現できるように努力をまいりたいというふうに考えております。

○伏屋委員 私どももそのことで合意した関係もございまして、ぜひ三年後には実現をしていただきたい、このように強く要望したいと思ひます。また、三年終わりましたその先のそういう介護の整備計画等々については、具体的に御持ちであればお聞かせいただきたいと思ひます。

○多田政府委員 私どももいたしましては、この前労働省と一緒に国会に提出させていただきました。いわゆる長期ビジョンの中で、二〇〇〇年時点での目標数値というのを明示させていただいておりまして、当面はこの緊急整備を終えて、引き続き二〇〇〇年の目標に向かって整備を促進していくというふうに考えておるところでございます。

○伏屋委員 時間が来たようですので、以上で終わりたいと思ひます。

○高橋（辰）委員長代理 田中慶秋君。
○田中（慶）委員 まず冒頭に、この法案に対する

基本的な考え方をお伺いしたいわけであります。

昭和六十一年十二月内閣広報室の調査で、高齢者を対象に行った世論調査によれば、「高齢期の生活で大切なことは」という問いに対して、八七％の人が「健康であること」、こんなふうに答えております。また、「高齢期の生活における不安」についての問いに対しては、「自分や配偶者が寝たきりなどになること」が一番不安である、こういうふうな挙げている人が六八％に上っているわけであります。さらに、病気になることから、あるいはまた身寄りがなくなつてから、寝たきりになつてから施策を施すというのではなく、老人が健康であることを保障していくことが一番大切である、それが政府のナショナルミニマムの基本でなければならぬ、こんなふうに思っておりますけれども、まずこの辺に対する考え方を大臣からお伺いしたいと思います。

○小泉国務大臣 長寿社会を喜べるようなものにしていくためには、やはり基本は健康だと思っております。今御指摘のとおりでありまして、健康にまさる財産なしと言われるように、健康というのはだれもが一番重視しているものだと思いますが、その健康をどうやって保持していくか、これにつきましても、厚生省としてはできるだけ国民に健康に対する自覚を持ってもらおうということで、いろいろな啓蒙活動を展開しているところでございます。

特に、最近若い層に成人病がだんだん多くなつてきた。子供であるのに成人病というのはおかしいのですけれども、これはやはり一時代前の栄養が足りないために病気になるというところと、最近の生活が随分出てきたということから、食生活というのは非常に大事であるということから、適切な食生活を持つてもらう、あるいは子供に対して家庭の親御さんが関心を持つてもらう、この適切な食生活がまず基本である。そういうことから適度な運動と十分な休養、いわゆる健康三原則であります。

食生活、運動、休養、これについてしっかりと国民一人一人が若いうちから関心を持つていただく、これが一番大事なことではないか。また、だれでもできることである。お金のかからないことである。しかし、一番難しい。食生活という最も人間の根源的な欲望を抑えていく、適切な食生活を守つていくということでありまして、非常に難しい問題であると思ひますが、一番大事であるこの健康三原則を守つて、その上に適切な医療供給体制というものを整備していく必要がある。

ですから、幾ら重要さを指摘してもこの健康三原則について指摘し過ぎることはないというつもりで、機会あるごとに、この健康に対して国民一人一人の自覚を促すよう、さらに今後とも積極的な展開を図つていき、真に年寄りになつても、むしろ病気になることからいへば、できるだけ病気になるような注意をお互い心がけようという啓蒙活動を今後とも積極的に展開していきたいと思つております。

○田中（憲）委員 今大臣が述べられたことは大変易しいことでありますけれども、しかし実施がなかなか難しいというところ、大臣みずから述べられたとおりであります。すなわち、これからは機会あるごとにそれぞれ啓蒙をすることではないか、こんなふうな思ひます。

特に医療費を見ても、もう二十兆円時代がやってきています。その中で一番ウエートの多いのは老人医療であります。そういうことを考へてみますと、私は厚生行政の一番の問題点は、例えば医療費を考へてみますと、医療費が二十兆円になるからというそのタイトルの後追い政策、こういうことが随所で聞かれるわけでありまして、私はかねてから、医療費の二十兆円を議論する前に、まず健康づくりをもつと提唱してほしい。例えば極端な例を申し上げると、ゲートボールに二千人なら二千人集まつていたときは、そのときは病院に行かないんだ、それだけ医療費が安くなつていく。極端なことを言えば、このことだと思ふのです。そういう点で、健康であること、

健康づくりというもののに対する啓蒙あるいは施設づくりというものを含めて、徹底して呼びかけたい。いろいろなことをやっていただきたいと思ひます。

現実にはそのような健康づくり、あるいは健康であることを願う、それは今大臣が言われた三要素だけのものではなくして、もつと今の社会における、スポーツを含めたりカルチャーを含めたり、いろいろなことがあるわけでありまして。しかし、それはすべてまたお金がかかることでありまして、そういうことが公的機関としてもとて広く普及されるようにしていく必要があるだろう、私はこんなふうな思ひますけれども、これは部長で結構ですから、答弁をいただきたいと思ひます。

○多田政府委員 確かに医療費のことばかりにどうもかまけて、もつとその事前の段階の健康あるいは生活の充実というところで本当に意味のある生活、そしてまた健康の確保ということを考えるべきだというのは、全くおっしゃるのとおりでございます。老人保健事業の中でも、市町村に対して、市町村が積極的にそういう活動を展開しようとするような場合には、できるだけ応援をするという方向での対策もいろいろ講じておりまして、市町村によつては随分いろいろな試みを始めているところもございまして。また、国保の世界でも随分そういうことをいろいろとやってきつた支援助を講じてまいりたいと考えております。

○田中（憲）委員 特に今回の法案は、民間活力を活用して、高齢者の保健・福祉施設の整備をしていくというものであります。しかし、基本的なナショナルミニマムの確保は、政府自身が公的責任のもとに行つていくという姿勢を持ち続ける必要があるであらう、こんなふうな思ひますけれども、この辺はどのようにお考へになつておりますか。

○多田政府委員 私ども、高齢者の切実な需要に対応して、真に必要なサービス、いわば基礎的なサービスというものは、公的部門があくまでその

の責任で確保、提供すべきものだと考えております。

この法案は、こういうような公的な施策の一層の推進を前提としながら、これとの連携のもとで民間事業を推進していくことによつて、健康で生きがいを持ち、安心の得られる地域社会を公民一体で推進しようという考え方に立つたものでございます。

○田中（憲）委員 高齢者対策は、公的分野あるいはまた市場に任せる分野、家庭、地域社会、ボランティアなどの協力にゆだねる分野など、総合的に進めていく必要がある。これはそれぞれ今までの論議でも明らかになつておりますが、また国の施策も、医療も福祉も、年金などはもちろんでありまして、住宅、雇用などの総合的な対策を含めた施策が必要であらうと思ひます。

政府は昭和六十一年七月に、関係行政機関相互の緊密な連絡を確保し、その総合的な推進を図ることを目的とする長寿社会対策関係協議会を設置されていくわけでありまして。その活動の状況はその後どうなつていくのか、御報告をお願いしたいと思います。

○浦田説明員 御指摘の長寿社会対策関係協議会でございますが、これは昭和六十一年七月に閣議決定により設けられたものでございまして。その後、同年八月に第一回の関係会議を開催いたしました。今後、長寿社会対策の基本的な方針について検討をいたしております。翌六十一年六月に、この方針に基づきまして第二回の関係会議を開催し、その審議を経て長寿社会対策大綱を閣議決定いたしました。以来、政府はその大綱の基本方針に沿ひまして、関係省庁におきまして、雇用・所得保障、健康・福祉、学習・社会参加、住宅・生活環境等々広範な分野にわたつて、諸施策を総合的に推進しているところでございまして。また、この関係会議におきましては、施策の総合性を確保するという観点から長寿社会対策の実施状況をフォローアップすることにしておりまして、これに基づきまして、昭和六十一年十月に第

一回のフォローアップを行い、続いて六十三年、昨年の十二月に閣僚会議を開催し、第二回のフォローアップを実施したところでございます。今後とも政府といたしましては、この閣僚会議におけるフォローアップ等を通じて、長寿社会対策の総合的な推進に努力してまいりたいと考えております。

○田中(慶)委員 今後ぜひ、それぞれの省庁との連携を密にして、積極的に推進をしていただきたいということを要望しておきます。

そこで、今回提出されております法案の六条では、計画の認定に当たっては、都道府県、市町村の意見を聞くことになっております。この規定を設けた意図はどこにあるのか、教えていただきたいと思ひます。

○多田政府委員 厚生大臣が計画を認定いたします際に、関係都道府県及び関係市町村の意見を聞くことにしている理由でございますが、特定民間施設は地域社会に極めて身近な施設である、そして当該地域における公的保健福祉施策との適切な役割分担や連携が当該地域を所管する地方公共団体によって関与されているというようなことも含めて必要であるというところでございますので、全く自治体と離れた格好で民間事業者が勝手なことをやるというような性格のものでないよう、有機的な連携をとって進めてもらうことを条件にするという考え方でこういうことを条件づけたところでございます。

○田中(慶)委員 ところで伺いたいわけでありましても、ぜひこれからのそれぞれの地域に合った形がこういう施設には必要だろうと私も考えておりますから、その趣旨は大変大切なことであると思ひます。

そこで、高齢者対策は、地方自治体が主体となつて、それぞれの地域の実情に応じてきめ細かい対応をしていくことが必要であらう、こういうことになっていくわけでありますが、国の支援、すなわち補助金、地方債あるいはまたそれぞれの融資制度など限りがあり、いろいろな地域の

ニーズに対応していくためには、地方の一般財源を強化していく必要があると思ひます。自治省は、高齢者対策費の費用を地方交付税の基準財政需要額にだけ見込んでおられるのか、また今後どのような形で充実していくのか、お伺ひしたいと思います。

○黒沢説明員 御説明いたします。

高齢者対策に係ります需要額につきましては、交付税の算定上いろいろな費目に分散されて算入されておまして、それを高齢者対策経費としてカウントするか、問題の点もございまして、平成元年度におきましては、交付税の費目でございます生活保護費で二千五百億、社会福祉費で一千五百億、衛生費で七千二百億、その他で百億、合せて一兆一千三百億円の需要額を措置しておるところでございます。このうち大きなものは、何と申ししても国の予算にリンクしております老人保健費の七千二百億、それから老人保健費の二千億でございます。地方が自主的にやる単独の高齢者対策経費といたしましては、約九百十億程度見込まれております。

私もいたしましては、長寿社会におきまして地方の果たす役割の重要性にかんがみまして、今後とも国の予算の伸びあるいは地方財政計画の策定状況等踏まえながら、高齢者対策に係ります基準財政需要額の適切な算定に努めてまいりたい、かように考えております。

○田中(慶)委員 この長寿社会対策閣僚会議でもそれぞれの議論がされてきていると思ひますし、また先ほどの答弁でも、地方自治体の役割というものが大変重要である、こういうことを認識しますと、その裏づけとなる財政というものが大変重要なことであるわけですから、ぜひ今後とも積極的にこの財政の問題について取り組んでいただきたい、こんなふうに思ひます。

特にどの部分という形でなくして、恐らくこれからの会計試算あるいはまたそれぞれの会計諸表の関係で難しいのかもわかりませんが、少なくとも補助対象になるときの基準財政需要額

の中のこの部分については高齢者対策とか、あるいはそういうことが明記できるようなことも検討されておく必要があるのではないか、こんなふうに思ひます。これは要望にとどめておきますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

そこで次に、ホームヘルパーについて先ほど来議論をされておりますが、厚生省としてのどのような増員計画をされているのかという中で、まずホームヘルパーの長期的な問題を一つお伺ひしたいと思ひます。

次に、ホームヘルパーの予算についても、人員増が計画どおり消化されてきているか、きていないという声を聞くわけでありましても、その実態はどうなっているのか。まず、この二つについてお伺ひしたいと思います。

○多田政府委員 ホームヘルパーの増員計画でございますが、昨年十月に国会に提出させていただきました「長寿・福祉社会を実現するための施策の基本的考え方と目標について」という文書で明らかにしておりますように、平成十二年度を目途に五万人程度を確保するという目標を今進めているところでございます。できるだけ今後三年間、緊急整備ということで早目に整備を進めたいというふうに考えておりますが、このため、平成元年度の予算においては二万七千五百人から三万一千四百五人へと大幅な拡充を図ることになったところでございます。

また、予算がついても実際にはなかなか消化できないのではないかというお話でございますが、そういう点も懸念されますので、今回の予算では、地方公共団体に対する補助率、国は三分の一でありましたのを二分の一に引き上げるというように、それから介護を主体とする家庭福祉員につきましましては、その補助基準額を引き上げるというように形にいたしまして、実際に需要が出てやすく、また市町村がやりやすくなるというところをいろいろ工夫をしながら、ぜひ当初の規模を実現していくように考えていきたいというふうに考えているところでございます。

○田中(慶)委員 このホームヘルパーについて、実は六月十三日の新聞で御承知のように、「老夫婦病死 十日後発見」、こういう新聞が出ておりますね。東京の江戸川区南小岩六丁目の無職中川重雄さん、この老夫婦の方、すなわち御主人が心臓が悪い、奥さんが寝たきりであつた、そして御主人が心臓発作で亡くなったであらう、その後寝たきりの奥さんが、体が不自由ですから、そういう点を含めて、御主人が体の不自由な奥さんの面倒を見られなくなって亡くなったのではない、こういう大変な報道をされている。それも、その十日後に発見された。そして、その発見をしたのが民生委員の方だった。こういうことを報道されておられますけれども、これらについてどのような形で承知をされているのか。

すなわち、ホームヘルパーのあり方をもっと検討しなければいけないのではない。都会におけるホームヘルパーのあり方、あるいは地方にいますか田舎におけるホームヘルパーのあり方、こういう問題を検討して、首都圏なり都市におけるホームヘルパーというもののより充実を図っていくかなければ、高齢化社会が出てきて、このような問題がこれからは出てくるのではない。もつと極端なことを言えば、早く発見をしていたならば、奥さんが亡くならなくてもあるいは処置ができたのではない、こんなことも想像できているわけでありま。これらについてどのようにお考えになっておられますか。

(高橋(辰)委員長代理退席、委員長着席)
○多田政府委員 先般の江戸川区の件につきましては、民生委員が見つけられたというようにことになっておるようでございます。おっしゃるやうに、ひとり暮らしあるいは老夫婦の暮らしといひますと、突発事故が起きるようなときに非常に不安感が高いということがございまして、そういう点につきましまして、一方では緊急通報装置的なものをぜひ積極的に整備をしたいということを考え、これは補助対象をかなり広げて昨年あたりから整備を進めているところでございます。それと

同時に、地域の民生委員さんあるいは地域の
方々、そういう方々が異常があつたときにすぐ発
見ができるように、体制整備をしていただくよう
に私どもも努力をしていきたいと思ひます。

ホームヘルパーをこの発見につなげていくとい
うことになり、ホームヘルパーの今の考え
方とはちよつと別の側面もございまして、今後
のホームヘルパーのあり方も含めてなお研究して
みたいと思つておりますが、私どもとしまして
は、こういう異常の発見というためにホームヘル
パーをというのとはちよつとどうかというふう
に、今のところは考えておるところでございま
す。

○田中(憲)委員 時間の関係もありまされど
も、極端なことを言えば、ホームヘルパーの制度
や、あるいはまた充実に図つていけば、絶えず訪
問されているわけですから、こういう問題につ
いても発見も早くなるでしょうし、いろいろなこ
とでできたであろう、こういうことを言われてい
るわけですから、制度上のあり方、余りというこ
とばかりこだわつていたならば、組織にこだわ
つて、事実何もできなくなつてまいりますから、
もつと柔軟な体制でやつていただきたい、こうい
うふうと思つております。

次に、在宅介護についてお伺いをしたいと思ひ
ます。

我が国の場合、入所型の重度介護施設というの
が高齢者の数の割合には少ない。この充実を図つ
ていく必要がある。在宅ケアの普及に最も力を入
れるべきだ。あるいはまた、在宅ケアの拠点と
なっているデイセンターの長期的な計画、あるいは
はまた極端なことを言えば、一つは中学校区にあ
るとか、そういうことについても検討していく必
要があるであろう、こういうふうにも思つておりま
すけれども、まず厚生省の見解をお伺いしたい。

二つ目には、御承知のように新しくそれぞれセ
ンターとかいろいろものがたくさん検討されたり
できたりするわけでありまされども、先ほど
も話が出ました公営住宅の一階とか、あるいはコ

ミニデイセンターの一部とか、老人保健施設
やケアつき集合住宅など福祉関係の施設というの
は、公的機関やあらゆるところに小規模なものを
含めて増設する。だれでも身近なところ、こうい
う感覚が必要ではないか、こんなふうにも言われ
ているわけでありまして、家族の機能を重視する
日本の場合、入所施設というのは欧米ほどの改革
ができないにしても、在宅ケアというのはこれか
らの先進国として誇れるような——日本の経済は
こういう形で成長している、しかしこういう施設
が指摘されておりますから、そういう点を含めて
お答えをいただきたいと思ひます。

○多田政府委員 デイサービスセンターというの
は、地域のサービスセンターとしてこれから非常
に重要な役割を担っていくのではないかと、いふ
うに考えておられて、大分前から整備を進めて
おりますけれども、ようやくその重要性といいま
すか意味といひますか、そういうこともかなり
認識をされ始めて、市町村の関心も非常に高ま
つてきつたところというふうにも理解をしてい
るところでございします。将来的には、とりあへず
中学校区に一カ所と先生おっしゃつたものに近い
ような一カ所程度をまず目標に、積極的な整備
を進めてまいりたい。そうする場合には、例えば
特別養護老人ホームとか老人福祉センターに併設
するだけでは、なかなかその需要にこたえられな
い。もつと多様な独立型のもの、あるいは他の施
設に併設されているもの、いろいろな形態のもの
を地域の実情に応じて整備を進めて、全体として
コミュニティには必ず一つずつその程度のもの
があるというふうな姿にせひ持つていきたいとい
うふうで考えているところでございします。

○田中(憲)委員 最後になりますけれども、今日
のこのような在宅の方のために家族の介護という
ものが大変重要な役割をしているわけでありまし
て、そのために家族の方が働かなくても働くこと
ができる、そういう家族による介護というものが
あるわけでありまして、そういう点での介護手

当の支給をするような制度を創設するべきでは
ないか、こういうふうにも考えられます。現在、在
宅の寝たきり老人は約三十万人いらつしやる。介
護者に月五万円を支給しても、年間の費用はせい
ぜい一千八百億以下で済む。このような介護手当
制度や、あるいはまた介護休暇制度とを組み合わ
せて、一定条件の中でこれからの福祉、全体的な
制度のレベルアップ等々が必要ではないかな、私
はこんなふうにも考えますけれども、介護手当の支
給方式を導入することを厚生大臣として検討して
いただけるかどうか、お伺いをしたい。

○多田政府委員 我が国におきましては、北欧な
んかとかかなり家族構造も違つておまして、家族
との同居率というのは非常に高い。今推計されて
いる将来推計でも、二〇〇〇年近くになつても同
居率はまだまだかなり高いのではないかと推計が
出ているというふうな状況もございまして、あち
らでは、もうほとんどが単身あるいは老夫婦だけ
の家族構造というふうな形になつておりますの
で、たまたまそこで家族が面倒を見た場合には、
その家族の労働力は外部労働力と同じだという理
解に立つて賃金を払うという物の考え方では、理
当というのが出るといふような姿になつてい
るわけでございますので、ちよつと日本の今の状況に
それを当てはめていくというのはいかかという
ふうにも私も考えているところでございします。ま
た、現在の切実なニードと申しますのは、お金の
問題というよりも精神的、肉体的な介護者の御勞
苦というところ、これをどういふふうにか軽減でき
るだろうかというところにまず施策の優先順位を
置くべきではなからうかというふうにも考えてお
りまして、そういう意味で在宅サービスの充実とい
うことを積極的に進めてまいりたい。

なお、介護休暇の問題につきましては、労働省
でもいろいろと御研究をいただいておりますといふ
うに聞いておりますので、その推移を見守つてい
きたいというふうにも考えております。

○田中(憲)委員 時間が参りましたから終わしま
すけれども、ただ、時代は非常に変わつてい

けであります。はつきり申し上げて、高齢化社会
がずんずん進んでいく、子供が少くない、本当に在
宅介護ができるかどうかということは、私はこれ
からの世代は大変不安な状態になつてくると思ひ
ます。特に公平の原則からすれば、施設に入つて
いる人たちあるいは在宅の人たち、その辺はやは
り何らかの形で制度上確立していく必要がある
と思うのです。ですから私は、今後検討すべきで
はないかという提言を申し上げたわけで、この辺
について厚生大臣からの見解をお伺ひして、私の
質問を終わります。

○小泉国務大臣 各般にわたつて十分検討すべき
課題だと思つております。

○田中(憲)委員 終わります。

○丹羽委員 田中美智子君。

○田中(憲)委員 今度の法案の疾病予防運動セン
ター、高齢者総合福祉センター、在宅介護サービ
スセンター、有料老人ホーム、こういうものを民
間でつくる場合に、地域の特養とか養護、軽費、
中間施設とか、こういうものがあるところにつく
るのですか、その点はつきりさせてください。

○多田政府委員 既にあるということとを条件には
いたしませんけれども、既に整備されている場合
のほかに、整備される計画が具体的にあるという
ようなことで有機的な連携が図れるなどというもの
について考えていきたいというふうにも考えており
ます。

○田中(憲)委員 それは、今度の計画づくりに三
百万の予算を出すということとは別に、これから
今つくろうというときに、そこに行く何かができ
ていますね、中間施設ですとかそういうものがある
。これはそれだけとの連携ということでは、例
えば特養が一つある、それだけで連携というので
はちよつとおかしいので、養護老人ホームも軽費
も中間施設も病院も、みんなあるのでなければだ
めということですか。それとも、そういうものが
一つでもあればそこと連携をとつて、そこへつく
ることができるといふことですか。

けれども、病気になるたときに対応する病院、あるいは寝たきりのときに対応する特養、あるいは老人保健施設といったような高齢者の切実な需要にこたえるような施設が少なくとも当該地域に整備されているということを条件にして、整備計画を認定していきたいというふうに考えております。

○田中(美)委員 大体そういう必要なのがあるところと連携をとりながらやるということがわかったわけですが、そうすると大都市でやりたいというような形で今手を挙げているところがありますか。計画でなくて、実際にもう実行したいというのがありますか。

○多田政府委員 大都市というのがどの辺までかということがございますけれども、例えば北九州市に隣接する中間市、そこあたりはかなり市街化されている中にこういうものを整備するという考え方でございますし、また、東京の周辺ということになりますれば、習志野市のあたりに一つ具体的に動きそうなプロジェクトはございます。そのほかに、大阪周辺ということでは奈良県にまた一つございいます。そういうことで、大都市の中心部というわけになかなかまいりませんけれども、それなりの場所に動き出そうとするプロジェクトがあるというふうに考えております。

○田中(美)委員 四月十一日に経済企画庁が発表しました地域高齢者福祉システム研究会の報告を見ますと、二十一世紀の老人問題は大都市で一層深刻化するということを言っているわけですね。ですから、例えば東京だけが大都市ではありまじやうけれども、東京あたりではどうなるのだというふうに考えますと、東京にもいろいろありますけれども二十三区、それから北多摩の方にもいろいろな市がありますね。そういうところにはまだ土地も、そうないかもしれないけれども、まず二十三区、特に墨田区などというのは特養が一つしかないのじゃないですか。それから、中央区などは何にもないですね。そうすると、永遠ということば言えないかもしれないけれども、半永遠にで

きないのじゃないかというふうに思うのですね。それはどうでしょう。

○多田政府委員 大都市の中心部というのは、どちらかというと公的な施策もまだ不十分なところが多いということば、全くおっしゃるとおりだと思います。私も私としては、その促進方を今一生懸命働きかけておまして、東京都の区部につきましては、ようやく各区が特別養護老人ホームを整備しようかという機運を高めてきつつありまして、徐々にできつつあるというふうに考えております。そういうことで、やはり基本的な公的施策を進めた上で、それと関連を持ちながらこういう民間のものもあわせ入っていくような、そういう整備の進め方になるかと考えております。

○田中(美)委員 中央区は一つもない。台東区は特養だけ。文京区も特養だけ。墨田区も特養だけ。荒川区も特養だけ。江東区も特養だけ。全部ずつと言っていると、特養があるところと全くないところがある。そうしますと、これから促進してやっていくというところは、今度の法案の言う民間のものというのとは半永久的にできないのじゃないかというふうに感じられるのです。何でこんな法律をつくったのだらうというふうに思うと、中間市というのは私行ったことがないので、中間市になっているかわかりませんが、先ほどサンシティの話とかスウェーデンの話が出ていましたけれども、サンシティはフェニックスのところから入ったところで砂漠の中につくった老人の町ですから、あそこでは長期の介護を要するような病気になるた住めません。ですから、あそこはつかの間の天国といえますか、私は実際にやって見てきましたし、そのお年寄りともお話をしてききました。スウェーデンとは全く違います。スウェーデンは何しろホームヘルパーが、厚生大臣御存じだと思いますけれども、日本のホームヘルパーと比べますと人口比で四十四倍ですから、それこそ在宅の老人に対するあれが徹底的に進んでいるところですね。これは私は昨年見てまいりました。サンシティはもう七、八年前です

けれども、あそこは余りにもすばらしいけれども、本当に何か悲しくなってしまうというふうなところですね。

大臣も一度見てこられたらいいと思うのですけれども、私はカラードを探し回りました。そして聞いて回ったのですけれども、黒人は一人もいないのです。たつた一人、日本人の女性がアメリカ人と結婚して、そして年寄りになって入っている。それでカラードがたつた一人いたのです。五万人でした。これは今はもつと六万人、七万人、十万人にするということを聞いていましたけれども、あれを見ましても、金のある、過去の白人の人種差別、これがそのままそこへ、過去ですから、これからは変わってくるかもわかりませんけれども、そういうものですね。

ですから、今度の計画がサンシティ並みのものになったのでは、結局金持ちしか使えないじゃないか。ろくに公的なものはない。先ほどお話がありましたように、どなたかが言っていたらしいやいましたけれども、内閣官房の世論調査では、国民の要求しているものというのは三七・八%が公的であってほしい、民間業者中心のは七・三%と言っているわけですね。その公的なものがちつとも進まないのに、こういうまちづくりの計画だけを見ますと、企画としてはこういうものができたらいいと思います。町の真ん中にサンシティのような、あそこはやはり暖かいということもあるわけですから一概に言えませんが、町の真ん中にこういうものがあるというのは私は非常に賛成できるのですが、実際には公的なものはほとんどなくて、これだけすくいのができる。そうすると、一体年金生活者が入れるのだろうか。結局、サンシティ一みないな金持ちのつかの間の天国ができるのではないかな。今言われているシルバ産業、これは何兆円の産業だというので、さあ、これでもうけようというような業者が出てくるというところなどが週刊誌などに書かれているわけですが、それに政府が乗っかっていくのではないかな、こういう心配をするわけです。

それで、一つお伺いしたいのですが、これは東京のど真ん中の渋谷区西原二丁目にあったイギリスの貿易会社、これの役員住宅の跡を渋谷区が三差地所から買い取って特養ホームをつくるという話を聞きました。これは用地がどれだけの広さで、どれくらいの金額でこの用地を取得したのか、おわかりでしょうか。

○多田政府委員 渋谷区西原二丁目の渋谷区が購入した土地でございますが、約四千平米で、金額は百三十五億というふうに聞いております。この特養につきましては、現在今年度の国庫補助協議を受けておるという状況でございます。

○田中(美)委員 これと大体同じような土地を民間が取得して、そして有料の老人ホームをつくる場合には、入居費がどれくらいになるのでしょうか。これは質もありますので推定でしかわかりませんが、大体どれくらいになるのでしょうか。

○多田政府委員 有料老人ホームの入居一時金の額といえますのは、土地の価格のほかに、居室の広さ、共用施設の内容等、先生今おっしゃったようにいろいろな要素で決まりますのでなかなか一概に申し上げられないのでございますが、既に東京都の特別区内にある有料老人ホームを例にとってみますと、入居一時金は、一人入居の場合一千万円台から三千万円程度、それから二人入居の場合には二千万円台から四千万円程度というふうなものが見受けられるという状況でございます。今回のを仮に有料老人ホームにしたときにこれでいけるかどうかというのとは何とも申し上げられないところでございますが、特別区内での例として、今申し上げました管理費、食費は一般に一人入居の場合には十数万円強、二人入居の場合には二十数万円強というのが大体有料老人ホームの一般的な姿でございます。もしそういう想定でつくられたものについて、大体そんなようなものになるんではないかと考えております。

○田中(美)委員 それは大変甘いとは私は思うのです。今まで土地を持っていて、持っている土地

あります。

しかし、こういう人たちから私に訴えがあるのは、例えば厚い看護が必要のような病氣になったら出ていってもらおうというものだとか、その企業が倒産してしまつたらもう入居金も戻つてこないで無一物になつてほうり出される、これは新聞種にもなつたりしたのであります。それから、やつと金をつくつて三千万、五千万払つて入つても、大体月々これぐらい出せばいいよというので、それは年金で払つていこうというように考えていたところが、食費や管理費が一方的にどんどん上がつていつて払い切れなくなつてしまふ。それから、いろいろな規則がありまして、おやつを隣の人にやつちやいかぬとか、外出の時間をどうだとか、食中毒を心配するのかわかりませんけれども、そういう収容所的な規則があるので困るとか、火災予防の設備は消防署の方でちゃんと家を建てるかと思ひますけれども、それを誘導するような人がいないというので非常に心に配だとか、こういうふうなことが寄せられているわけですね。

今度厚生省が企画しました「健康長寿のまちづくり」でつくられる民間のこういうものについて、間違ひなくこういうことは起きないという保証があるのでしょいか。法律を見た限りでは、私はある企画に沿つていれば値段も適当と言われると、一体こういうことは絶対起きないものなのか、そこまでの責任が持てるものなのかというところをはつきりしたい。これは責任の問題ですのだから、大臣にお答え願ひたいと思ひます。

○多田政府委員 この法律では、事業認定という制度を設けておりますので、その事業計画を認定いたします。その際に、いろいろな側面から適切に指導をいたしまして、関係地方公共団体の意見も踏まえて、運営の適正化に資するようなことにについても相当程度指導ができるような体制になつておりますし、それからまた、その後それが非常守に守られないというような状況になりますれば、認定の取り消しというような手も一応準備されて

おりますので、ほつておくよりもずっと信用度の高い運営が行われていくと考えております。

○田中(美)委員　ほつておくよりも多少高いというのでは、人生最後ですので、やり直しできないのですよね。若いんだしたら一文なしになつてもまた立ち上がつていけますよ。しかし、なけなしの金を出して、そして今までの家を売つて入つて、そこで死ぬまで面倒を見てもらえるというので行つたところが、倒産しちゃつたとか、そこで住みづらいということができたときに、わがままでなくて基本的なことで住めないということができたときに、ほつておくより多少まだというよりうな回答というのは、ちよつと厚生省としてはお粗末で、やつぱりこれは大変お粗末なものなんだ。考えようによりますと、非常に意地悪な言い方だ。をしますと、シルバー産業の企業のために厚生省がいろいろ減免だとか低利の融資だとかというのをして、その後責任が持てない、そういうふうな請託　請託を受けたというのではないけれども、労働省だつて文部省だつてそういうことが起きたでしょう、この間リクルートの問題で。ですから、厚生大臣がよほど気をつけてこういうもののかどうか、をやらないと、きちつと責任があるのかどうか、ほつておくよりましじゃないかというような形でやられますと、結局企業と厚生省がまたくつついたというふうな、そういう変な誤解を持たれてはならないので、やはり老人が安心して、これは「お年寄りの方にとつて健康」「安心」と「生きがい」という書いてあるのですね。そうだったら、健康は病院や何かで診るわけですから、厚生省にいつまでも健康でと、こう言いません。しかし、安心と生きがい、こういうものがほつておくよりましだ、という言い方では、これは非常に無責任なやり方です。だと私は思います。それは私はいけないと思うのですよ。ですから、きちつとこういうことはできるのか、厚生大臣答えていただきたい。あなたがほつておくよりましだ、そんなことはないでしょう、そんな言葉遣いは、厚生大臣どうですか、きちつと指導をとるのかどうか。大臣、答えられない。

二七

でないで少し値段が違ふかもしれません。私が電話をかけて聞いたところではそう言うのでびっくりしまして、とてもホテルオークラのプールは使えないですね。あれが悪いとは言いません。しかし、お年寄りのためのこういうものが、あんなものができたんじゃないんだ。本当に周りの住宅に住んでいる人たちが通って来て、ここで泳いだりスポーツをやったり甚をやったり、そしてときどき、少なくとも一日おきぐらいにこへ来ておふろに入れる、こういうものになるのですか。厚生大臣、そういうふうになりますか。周りの人が使えるようになりますか。連携というのは、そういうことでしょうか。

○小泉國務大臣 いろいろ特殊な事情を当てはめてもらうとは思ふのです。立場が違うところも発想が違うかなとびっくりして聞いていたのですが、我々としては、基本的なものを厚生大臣が策定する。一番わかっているのは地方自治団体なんです。地域の事情、これを一番よく知っているのは地元ですから、それが一般の市民がどのように利用していただけるか、その調整をとりながら、あるべき健康長寿のまちづくりを進めていくということですから、そういう特殊な一部のことを例に出されて、これをあたかも厚生省全体が推進しているというふうにとるのは曲解過ぎると思います。

○田中(美)委員 厚生大臣は大変お若くて、私もはるかに頭が柔軟だというふうに思います。が、今のお答えはちよつと……。ここまでおかしな発想をなさるものか。私は、ホテルオークラの問題を特殊な事情として言っているのではありません。ああいうふうなものになつては困る、あれに近づかうものになつては困ると言っているのです。特殊な事例を持つてきて——こういうものはまだできてないのですから、これからつくるわけでしょう。つくるのだから、ああいうふうなものを利用者があつてから、そういうものがあるということば悪いとは言つていません。それは特殊な事例ではないのです。もう少し頭を柔軟

に、人の言うことをきちつとお聞きになつて、お答え願ひたいと思います。心配をしているのです。一般の年金生活者が、多少小金をためていくらの年金生活者が自由にこういうふうに入ったり、こういうものが使えるのか。地域の人たちと連携をとつて、サンシティーのように砂漠の真ん中に老人の住宅をつくるのではなくて、町の真ん中にこういうものをつくるのだ、こう言うから、私はこの発想は大変いい、発想はいいけれども、実際には使えないものができたのではこれほとんどでもないことになるんじゃないかと言っているのです。ですから、もう少し頭を柔軟にして、私の言うことをきつちり聞いて、責任あるお答えを願ひたいと思います。

○多田政府委員 ごく一部の国民しか使えないようなものを促進するという考えは、全くございせん。適正な料金でみんなが利用できるような、そういう整備を進めてまいります。

○田中(美)委員 それは確約をしましたので、できた後でそうでなかつたらこれは大変なことになりますよ。十分御注意をお願いしたいと思います。では、質問を終わります。

○丹羽委員長 以上で本案に対する質疑は終局いたしました。

○丹羽委員長 日本共産党・革新共同から討論の申し出がありますが、理事会において協議の結果、御遠慮願うことといたしましたので、御了承願ひ、直ちに採決に入ります。

民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○丹羽委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○丹羽委員長 この際、本案に対し、伊吹文明君外三名から、自由民主党、日本社会党、護国共同、公明党・国民会議及び民社党・民主連合の四派共同提案に係る附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。池端清一君。

○池端委員 私は、自由民主党、日本社会党・護国共同、公明党・国民会議及び民社党・民主連合を代表いたしまして、本動議について御説明申し上げます。

案文を朗読して説明にかえさせていただきます。

民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

一 ホームヘルパー派遣事業をはじめとする在宅福祉サービスや特別養護老人ホーム等の高齢者に対する福祉施設については、公的責任のもとにその計画的整備を一層推進していくこと。

二 シルバーサービスについては、高齢者の福祉を第一義として、公私の役割分担を明確にしつつ公的施設との連携のもとに良質のサービスが提供され、営利主義が高齢者の福祉を阻害することのないよう民間事業者を適切に指導すること。

三 高齢者が安心して暮らせる住まいの対策については、ケアハウスの整備、公営住宅の活用等を積極的に推進し、有料老人ホームの利用が困難な者にも利用しやすい施策の充実に努めること。

四 有料老人ホームの入居一時金及び利用料が過大にならないよう指導するとともに、厚生年金の福祉施設として行う有料老人ホームその他の公的有料老人ホームの拡充について検討すること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○丹羽委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

伊吹文明君外三名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○丹羽委員長 起立総員。よつて、本動議のとおり本案に附帯決議を付することに決しました。

この際、厚生大臣から発言を求められておりますので、これを許します。小泉厚生大臣。

○小泉國務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重して、努力したいと思ひます。

○丹羽委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○丹羽委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

(報告書は附録に掲載)

○丹羽委員長 次に、請願の審査を行います。

本日公報に掲載いたしました請願日程九百六十三件を一括して議題といたします。

まず、審査の方法についてお諮りいたします。

各請願の趣旨につきましても、既に文書表等によつて御承知のところでありまして、また、先刻の理事会において慎重に御協議いただきましたので、その結果に基づき、直ちに採否の決定に入りたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

る事業であつて政令で定めるもののために必要な施設

四 老人を入所させ、給食その他日常生活に必要な便宜を供与する施設(老人福祉法第十四条第二項から第四項までに規定する施設を除く。)であつて政令で定めるもの

(基本方針)

第三条 厚生大臣は、特定民間施設の整備に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 特定民間施設の整備に関する基本的な事項
- 二 特定民間施設の立地並びに規模及び配置に関する事項
- 三 特定民間施設の整備の事業を行う者に関する事項
- 四 特定民間施設の施設及び設備に関する事項
- 五 特定民間施設の運営に関する事項
- 六 他の医療施設又は社会福祉施設との連携に関する事項
- 七 公的保健福祉サービスとの連携に関する事項
- 八 その他特定民間施設の整備に際し配慮すべき重要事項

3 厚生大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、自治大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(整備計画の認定等)

第四条 特定民間施設の整備の事業を行うとする者(当該事業を行う法人を設立しようとする者を含む。)は、当該特定民間施設の整備の事業に関する計画(以下「整備計画」という。)を作成し、これを厚生大臣に提出して、当該整備計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 整備計画においては、次に掲げる事項を記載

しなければならない。

- 一 特定民間施設の位置
- 二 特定民間施設の概要、規模及び配置
- 三 特定民間施設が立地する市町村(特別区を含む。以下同じ。)又はその周辺の市町村に含まれる地域であつて、その住民が当該特定民間施設を利用することが想定されるもの(以下「対象地域」という。)の区域
- 四 特定民間施設の整備の事業を行う者に関する事項
- 五 特定民間施設の運営に関する事項
- 六 他の医療施設又は社会福祉施設との連携に関する事項
- 七 公的保健福祉サービスとの連携に関する事項
- 八 特定民間施設の整備の事業の実施時期
- 九 特定民間施設の整備の事業を行うのに必要な資金の額及びその調達方法
- 十 その他厚生省令で定める事項

3 第一項の認定(以下「計画の認定」という。)の申請は、その計画に係る特定民間施設の所在地を管轄する都道府県知事を経由してするものとする。

(認定の基準)

第五条 厚生大臣は、計画の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る整備計画が次の各号に適合すると認めるときは、計画の認定をするものとする。

- 一 前条第二項第一号から第七号まで及び第十号に掲げる事項が基本方針に照らし当該特定民間施設の整備の目的を達成し、当該特定民間施設の機能を発揮させるため適切なものであること。
- 二 前条第二項第四号、第八号及び第九号に掲げる事項が当該特定民間施設の整備の事業を確実に遂行するため適切なものであること。

(関係都道府県等の意見の聴取)

第六条 厚生大臣は、計画の認定をしようとするときは、あらかじめ、関係都道府県(対象地域の

全部又は一部が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市以下「指定都市」という。)の区域内である場合には、当該指定都市を含む。以下同じ。)の意見を聴かなければならない。

2 前項の場合において、都道府県が意見を述べようとするときは、あらかじめ、関係市町村(指定都市を除く。以下同じ。)の意見を聴かなければならない。

(認定の通知)

第七条 厚生大臣は、計画の認定をしたときは、速やかに、その旨を関係都道府県に通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた都道府県は、速やかに、当該通知に係る事項を関係市町村に通知しなければならない。

(整備計画の変更)

第八条 計画の認定を受けた者その者の設立に係る第四条第一項の法人を含む。は、当該計画の認定を受けた整備計画の変更をしようとするときは、厚生大臣の認定を受けなければならない。

2 第四条第三項及び前三条の規定は、前項の変更の認定の申請があつた場合について準用する。

(報告の徴収)

第九条 厚生大臣は、計画の認定を受けた整備計画(前条第一項の変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。)に係る特定民間施設の整備の事業を行う者(以下「認定事業者」という。)に対し、当該認定計画に係る特定民間施設の整備の事業の実施状況に関し報告をさせることができる。

(改善命令)

第十条 厚生大臣は、認定事業者による特定民間施設の整備の事業の実施が認定計画に適合しないおそれがあると認めるときは、当該認定事業者に対し、その改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

(認定の取消し)

第十一条 厚生大臣は、認定事業者が認定計画に従つて特定民間施設の整備の事業を実施しないとき、又は前条の規定による厚生大臣の処分違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。

2 第七条の規定は、前項の規定による取消しについて準用する。

(課税の特例)

第十二条 認定事業者が認定計画に従つて新たに取得し、又は製作した機械及び装置並びに器具及び備品であつて当該認定計画に係る特定民間施設においてその事業の用に供されるものうち、当該特定民間施設の機能を発揮させるのに著しく資するものについては、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)で定めるところにより、特別償却をすることができ。

(資金の確保)

第十三条 国及び地方公共団体は、認定事業者が認定計画に従つて特定民間施設の整備の事業を実施するのに必要な資金の確保に努めるものとする。

(指導及び助言)

第十四条 国及び地方公共団体は、認定事業者に対し、認定計画に従つて行われる特定民間施設の整備の事業の実施に関し必要な指導及び助言を行うものとする。

(認定事業者に係る軽費老人ホームの設置についての特例)

第十五条 老人福祉法第十四条第四項に規定する軽費老人ホームを設置しようとする認定事業者(民法明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人に限る。は、あらかじめ厚生省令で定める事項をその設置し、経営しようとする地を管轄する都道府県知事に届け出たときは、老人福祉法第十五条第四項及び社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)第五十七条第二項の規定にかかわらず、同項の許可を受けないで、当該軽費老人ホームを

設置し、経営することができる。

2 前項の規定による届出に係る経費老人ホームを設置し、経営する者に関しては、同項の規定による届出を社会福祉事業法第五十七条第一項の規定による届出とみなして、同法第五十八条第一項、第五十九条、第六十六条及び第六十七条第一項の規定を適用する。

(罰則)
第十六条 第九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(租税特別措置法の一部改正)

第二条 租税特別措置法の一部を次のように改正する。

第四十五条の二第二項を次のように改める。

2 青色申告書を提出する法人で次の表の各号の上欄に掲げるものが、昭和五十四年四月一日から平成三年三月三十一日までの間に、当該各号の中欄に掲げる減価償却資産のうちその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの(第四十三条から前条まで若しくは前項若しくは同表の他の号又はこれらの規定に係る第五十二条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「医療用機器等」という。)を取得し、又は医療用機器等を製作し、若しくは建設して、これを当該法人の営む当該各号の上欄に規定する事業の用に供した場合には、その用に供した日を含む事業年度の当該医療用機器等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項の規定にかかわらず、当該医療用機器等の普通償

却限度額と特別償却限度額(当該医療用機器等の取得価額に当該各号の下欄に掲げる割合

を乗じて計算した金額をいう。)との合計額とする。

法人	資産	割合
一 医療保健業を営む法人	次に掲げる減価償却資産 イ 医療用の機械及び装置並びに器具及び備品で政令で定めるもの(以下この号において「医療用機器」という。) ロ 昭和六十三年四月一日前に建築されたものとして政令で定める医療施設に係る消火又は防火に資する減価償却資産で政令で定めるもの(以下この号において「特定消防用資産」という。)	百分の十五(医療用機器のうち医療法第三十条の六の規定により同条に定める利用に供されるもので政令で定めるものについては百分の十八とし、特定消防用資産については百分の八とする。)
二 民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律(平成元年法律第 号)第九条に規定する認定事業者で同法第二条に規定する特定民間施設の設定及び運営に係る事業を営む法人	当該特定民間施設の機能の發揮に資する機械及び装置並びに器具及び備品で政令で定めるもの	百分の十八

(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 前条の規定による改正後の租税特別措置法第四十五条の二第二項の規定は、法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この条において同じ。)がこの法律の施行の日以後に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。)をしてその事業の用に供する同項に規定する医療用機器等について適用し、法人が同日前に取得等をした前条の規定による改正前の租税特別措置法第四十五条の二第二項に規定する医療用機器等をその事業の用に供した場合については、なお従前の例に

よる。

(地方税法の一部改正)

第四条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第三十一条の二第九項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第六項を第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 市町村は、民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律(平成元年法律第 号)第九条に

規定する認定事業者が、同法の施行の日から平成三年三月三十一日までの間に、同条に規定する認定計画に従つて整備される同法第二条に規定する特定民間施設のうち政令で定めるものの用に供する家屋(政令で定める要件を満たすものに限る。)で、その建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は建設してこれを当該認定事業者の事業の用に供した場合においては、当該家屋の敷地である土地で、当該認定事業者が当該期間内に取得し、かつ、保有するものに対しては、第五百八十五条第一項の規定にかかわらず、特別土地保有税を課することができない。

(厚生省設置法の一部改正)

第五条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五十五条第六十五号中「及び災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)」を「災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)及び民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律(平成元年法律第 号)」に改める。

第六条第五十七号の次に次の一号を加える。

五十七の二 民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律の定めるところにより、基本方針を定め、及び整備計画の認定を行うこと。

理由

老後における健康の保持及び老人の福祉の増進を図り、あわせて老人が生きがいを持ち健康で安らかな生活を営むことのできる地域社会の形成に資するため、民間事業者が地域において保健サービス及び福祉サービスを総合的に提供することの促進を図る。この法律案を提出する理由である。

平成元年六月二十九日印刷

平成元年六月三十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局